

徳島県訓令第6号

庁 中 一 般  
東 部 各 局  
各 セ ン タ ー 等  
各 総 合 県 民 局  
徳島県教育委員会事務局  
徳島県人事委員会事務局  
徳島県監査事務局  
徳島県労働委員会事務局  
徳島県収用委員会事務局  
徳 島 県 警 察 本 部  
徳島県議会事務局

徳島県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県事務決裁規程の一部を改正する訓令

徳島県事務決裁規程（昭和四十二年徳島県訓令第百六十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「センター等」を「出先機関」に改める。

第二条第一号中「センター等」を「出先機関」に改め、同条第四号中「部等」を「出先機関」に、「第四条第一号」を「第四条第二号」に改め、同条中第五号から第七号までを削り、第八号を第五号とし、同条第九号中「第十一条の二第一項を除き、」を削り、「第十七条第一項」を「第十四条第一項」に改め、同号を同条第六号とし、同条第十号中「第十七条第一項」を「第十四条第一項」に、「広域行政担当部長」を「広域行政担当部長、交流拠点整備担当部長」に、「商流・交流担当部長及びプロジェクト担当部長」を「医療健康担当部長、商流・交流担当部長、次世代農業担当部長及び県土強靱化担当部長」に改め、同号を同条第七号とし、同条第十一号中「第十七条第一項」を「第十四条第一項」に改め、同号を同条第八号とし、同条第十二号を第九号とし、第十三号を削り、同条第十四号中「第三十五条第四項」を「第二十二条第四項」に改め、同号を同条第十号とし、同号の次に次の一号を加える。

十一 出張所長 徳島県行政組織規則第二十二条第四項に規定する出張所の長をいう。

第二条第十五号中「第三十五条第一項」を「第二十二条第一項」に改め、同号を同条第十二号とし、同条中第十六号を第十三号とし、第十七号を第十四号とする。

第三条第三項を削り、同条第四項中「知事の職務を代理する上席の職員を定める規則第二条に掲げる」及び「当該」を削り、同項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 経済産業部の所掌に属する事案（徳島バッテリーバレイ構想に関するものに限る。）

第三条中第四項を第三項とし、第五項を第四項とし、第六項を第五項とする。  
第八条の二中「又は総合県民局」を削る。

第八条の五から第九条の三までを削る。

第十条の見出し中「センター等」を「出先機関」に改め、同条中「センター等」を「出先機関」に、「別表第六の二」を「別表第六」に改め、同条を第九条とする。

第十条の二の見出し中「センター等」を「出先機関」に改め、同条中「センター等」を「出先機関」に、「別表第六の三」を「別表第七」に改め、同条を第十条とし、同条の次に次の一条を加える。

（出先機関の長への委任事務に関する支所長等の専決事項等）

**第十条の二** 出先機関の長は、徳島県事務委任規則第六条から第八条までの規定並びに他の条例又は規則で定めるところにより委任された事務のうち当該出先機関の長があらかじめ指定した事項を、それぞれ当該出先機関の支所長若しくは出張所長又は当該出先機関の長が指定する職員（以下「出先機関の支所長等」という。）に専決させることができる。

2 出先機関の長は、事務執行上やむを得ないと認める場合には、前条の規定により出先機関の長が専決する事務及び別に定めるところにより出先機関の長が処理することとされた事務のうち当該出先機関の長があらかじめ指定した事項を、当該出先機関の支所長等に専決させることができる。

第十条の三を次のように改める。

（税務出納員への委任事務に関する税務副出納員の専決）

**第十条の三** 税務出納員は、事務執行上やむを得ないと認める場合には、徳島県事務委任規則第十八条の規定により委任された事務のうち当該税務出納員があらかじめ指定した事項を、税務副出納員に専決させることができる。

第十一条及び第十一条の二を削り、第十一条の三を第十一条とする。

第十三条（見出しを含む。）中「企画総務部広域行政担当部長」を「企画総務部長」に改める。

第十五条第三号を次のように改める。

三 他の本庁（徳島県行政組織規則第四条第一号に規定するものをいう。）又は出先機関に関連し、かつ、意見を異にするものであるとき。

第十九条の表知事の事務部局の項を次のように改める。

知事の事務部局	知事
副知事が担任する事務に係る事案にあつては当該事務を担任する副知事、第三号第三項各号に掲げる事案（副知事が担任する事務に係るものを除く。）にあつては政策監（担任する副知事が二人である事務に係る事案にあ	主務部長、主務担当部長、知事戦略局長又は会計管理者（第三号第三項各号に掲げる事案（副知事が担任する事務に係るものに限る。）にあつては、政策監及び主務部長又は主務担当部長とし、政策監、主務部長又は主務

	会計管理者	部長	担当部長	知事戦略局長	出納局長	秘書室長	課長（出納局会計課長を除く。）及び課内室長	出納局会計課長
<p>つては、副知事とし、知事の職務を代理する順序により代決するものとする。）</p>	出納局長	副部長（部に二人以上の副部長が置かれているときは、部長が指定する副部長）	副部長（部に二人以上の副部長が置かれているときは、部長が指定する副部長）	プロジェクト統括監	出納局副局長	副室長	副課長（危機管理部危機管理政策課長及び観光スポーツ文化政策課長（以下「危機管理政策課長等」という。）にあつては、副課長又は危機管理政策課長等が指定する職員）	副課長又は出納局会計課長が指定する職員
<p>担当部長の順序により代決するものとする。）</p>	出納局副局長	主務課長	主務課長	秘書室長				出納局会計課長が指定する職員（第一順位者として指定された者を除く。）（第一順位者が出納局会計課長が指定する職員



	二人以上の補佐職が置かれているときは、当該教育機関の長が指定する補佐職)	

第十九条の表警察本部の項中「企画総務部広域行政担当部長」を「企画総務部長」に改める。

別表第一各部の共通事項の項第十二号中「褒賞」を「褒賞」に改め、同項中第三十五号を第三十六号とし、第十九号から第三十四号までを一号ずつ繰り下げ、第十八号の次に次の一号を加える。

十九 公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）に関する次のこと。

- 1 第六条の規定による公益信託認可
- 2 第三十条第一項及び第二項の規定による公益信託認可の取消し
- 3 附則第四条第一項の規定による移行認可

別表第二第三号の1中「収入」を「収入の確認（不納欠損処分、公金の徴収又は収納の事務の委託、指定納付受託者との契約及び会計管理者が必要と認めるもの（重要又は異例に属するものに限る。）に限る。）」に、「不納欠損処分、歳入の徴収又は収納の委託及び指定納付受託者の指定」を「会計管理者が必要と認めるもの（重要又は異例に属するものに限る。）」、公金の支出の事務の委託」に改め、同号中2を5とし、1の次に次のように加える。

- 2 第十八条第一項ただし書の規定による特別の理由がある場合の決定
  - 3 第十八条の四の規定による指定納付受託者の指定に関する合議に係る確認
  - 4 第二十条の五の規定による指定公金事務取扱者の指定に関する合議に係る確認
- 別表第三一般的事項の表部長の欄第十号中「褒賞」を「褒賞」に改め、同欄中第二十六号を第二十七号とし、第二十一号から第二十五号までを一号ずつ繰り下げ、第二十号の次に次の一号を加える。

- 二十一 公益信託に関する法律に関する次のこと。
  - 1 第十二条第一項の規定による公益信託の変更等の認可
  - 2 第二十二条第一項の規定による公益信託の併合等の認可
  - 3 第二十九条第一項の規定による必要な措置をとるべき旨の勧告及び同条第三項の規定による措置命令

別表第三一般的事項の表課長の欄第八号中「褒賞」を「褒賞」に改め、同欄第三十五号中「徳島県東部県土整備局長及び総合県民局」を「徳島県東部県土整備事務所」に改め、同表財務関係事項その一の表部長の欄第四号中6を8とし、2から5までを2ずつ繰り下げ、1の次に次のように加える。

- 2 第二百三十一条の二の六第二項の規定による指定納付受託者からの報告の徴収及び同条第三項の規定による職員による立入検査又は質問
- 3 第二百三十一条の二の七第一項の規定による指定の取消し及び同条第二項の規定による告示

別表第三財務関係事項その一の表部長の欄第七号を次のように改める。

七 徳島県会計規則第十九条第一項の規定による指定納付受託者との契約の締結  
別表第三財務関係事項その一の表課長の欄第六号の5中「東部各局、センター等及び総合県民局」を「出先機関」に改める。

別表第四危機管理政策課の項部長の欄に次の一号を加える。  
二 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第八十三条第一項の規定による部隊等の派遣の要請

別表第四危機管理政策課の項課長の欄中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同欄に第一号として次の一号を加える。

一 自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）に関する次のこと。

1 第百十四条及び第百十八条の規定による自衛官又は自衛官候補生の募集期間の告示

2 第百十七条及び第百十八条の規定による自衛官又は自衛官候補生の採用試験の試験期日等の告示及び管理者との協議

別表第四防災対策推進課の項部長の欄中第三号及び第四号を削り、第五号を第三号とし、第六号を第四号とし、同表防災対策推進課の被災者支援推進室の項部長の欄中第七号を第五号とし、第八号を第六号とし、第九号を第七号とし、同表防災対策推進課の項課長の欄中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 徳島県立南部防災館の設置及び管理に関する条例（平成二十一年徳島県条例第六十三号）に関する次のこと。

1 第四条第二号の規定による補修等の指定  
2 第八条ただし書の規定による賠償責任の全部又は一部の免除

別表第四防災対策推進課の項課長の欄第六号を次のように改める。

六 徳島県立西部防災館の設置及び管理に関する条例（平成二十九年徳島県条例第二十五号）に関する次のこと。

1 第四条第二号の規定による補修等の指定  
2 第十条第二項の規定による使用料の減免  
3 第十一条ただし書の規定による賠償責任の全部又は一部の免除

別表第四防災対策推進課の項課長の欄に次の一号を加える。

七 徳島県立東部防災館の設置及び管理に関する条例（令和四年徳島県条例第三十九号）第十四条ただし書の規定による賠償責任の全部又は一部の免除

別表第四政策企画課の項課長の欄第五号の1及び2中「政策企画課」を「政策企画課及び徳島県地域連携事務所」に改め、同表人事課の項を次のように改める。

人事課	一 副課長、課長補佐その他これらに相当する職（以下この項において「課長補佐級の職」という。）の職員並びに係長及びこれに相当する職（以下この項において「係長級の職」という。）の職員の任用に関する規則に関する次のこと。 1 第四十二条第二項（第六十一
	一 係長級の職以上の職以外の職（以下この項において「その他の職」という。）の職員の任免 二 職員の任用に関する規則に関する次のこと。 1 第四十二条第二項（第六十一

免

二 臨時的又は特別の事務を処理するために設置する特別職以外の委員会の委員等の任命又は指定

三 職員の任用に関する規則第七十一条第一項又は第四項の規定による条件付採用期間の延長（課長補佐級の職及び係長級の職の職員に係るものに限る。）

四 地方公務員法に関する次のこと。

1 第二十八条第二項の規定による休職又はその復職の決定

2 第五十五条の二第一項ただし書の規定による登録を受けた職員団体の役員として専ら従事する場合の許可及び同条第四項の規定による許可の取消し

五 職員の分限に関する条例（昭和四十年徳島県条例第十八号）第二条の規定による休職又はその復職の決定

六 徳島県職員服務規程第五条第一項ただし書の規定による職員の勤務時間等の決定並びに同条第二項及び第四項の規定による職員の週休日及び勤務時間等の決定

七 地方自治法に関する次のこと。

1 第八十条の三の規定による職員を委員会若しくは委員の事務を補助する職員等に兼務させ、若しくは充て、又は委員会若しくは委員の事務に従事させる場合の協議

2 第八十条の四第一項の規定による委員会又は委員に対するその事務局等の組織又は定数等についての措置勧告

3 第二百五十二条の十七第一項の規定による他の普通地方公共

条第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知

2 第四十七条（第六十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による請求

3 第五十条第二項（第六十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による送付

4 第五十四条（第六十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知

5 第五十五条第二項の規定による承認の申請

6 第五十八条第一項又は第六十条第一項の規定による選考の申請

7 第六十八条第一項の規定による承認の申請

8 第七十一条第一項又は第四項の規定による条件付採用期間の延長（その他の職の職員に係るものに限る。）

9 第七十二条前段の規定による承認の申請

10 第七十四条前段の規定による承認の申請

三 地方公務員法に関する次のこと。

1 第三条第三項第三号に規定する特別職の職員の任免（人事課及び徳島県自治研修センターに係るものに限る、重要な職に係るものを除く。）

2 パートタイム会計年度任用職員の任免（人事課及び徳島県自治研修センターに係るものに限る。）

3 会計年度任用職員のうち第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員の任免

団体の長又は委員会若しくは委員に対する職員の派遣の要請及び同条第三項の規定による委員会又は委員とのその職員を他の普通地方公共団体に派遣することとの協議

八 災害対策基本法に関する次のこと。

- 1 第二十九条第一項の規定による指定行政機関の長等に対する当該機関の職員の派遣の要請
- 2 第三十条第一項の規定による内閣総理大臣に対する指定行政機関等の職員の派遣についてのあつせんの要請及び同条第二項の規定による内閣総理大臣に対する地方自治法第二百五十二条の十七の規定による職員の派遣についてのあつせんの要請
- 九 災害救助法第十四条の規定による他の都道府県知事の行う救助活動を応援するための職員の派遣
- 十 不利益処分についての審査請求に関する規則に関する次のこと。
  - 1 第十七条第一項（第六十六条において準用する場合を含む。）の規定による代理人の選任又は解任及び第十七条第二項の規定による代理人の氏名等の届出
  - 2 第二十九条第一項（第三十条第六項及び第五十五条において準用する場合を含む。）の規定による立証
  - 3 第三十九条第一項（第三十条第六項及び第五十五条において準用する場合を含む。）の規定による証拠調べの申立て
  - 4 第五十二条第二項（第六十六条において準用する場合を含む。）の規定による意見を述べる

4 第二十二條の三第一項の規定による臨時的任用に係る職の職員の任免

- 5 第二十六条の五第一項の規定による自己啓発等休業の承認等及び同条第五項の規定による自己啓発等休業の承認の取消し
- 6 第二十六条の六第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による配偶者同行休業の承認等及び同条第六項の規定による配偶者同行休業の承認の取消し
- 7 第四十九条第一項又は第三項の規定による不利益処分に関する説明書の交付
- 四 職員の分限に関する条例に関する次のこと。
  - 1 第三条第一項の規定による医師の指定
  - 2 第四条第一項ただし書の規定による休職の期間の更新
  - 3 第五条の規定による職員をその意に反して降任し、免職し、又は休職にしたときの通知
  - 五 職員の懲戒に関する条例（昭和四十年徳島県条例第十九号）第六条の規定による戒告、減給、停職又は懲戒処分としての免職の処分をしたときの通知
  - 六 徳島県職員服務規程に関する次のこと。
    - 1 第三条第二項の規定による職員記章の貸与
    - 2 第四条の規定による職員証の交付
    - 3 第十九条第一項ただし書の規定による宿日直を置く必要のない出先機関の認定
    - 4 第二十一条第二項ただし書の

機会の供与の申立て

十一 地方公営企業法第十五条第一項ただし書の規定による課長補佐級の職以下の職の職員の任免についての同意

十二 徳島県職員研修規程に関する次のこと。

1 第十六条の規定による派遣研修の実施

2 第二十二條の規定による依頼による研修の実施

十三 職員の給与に関する条例第十四条第二項及び第三項の規定による課長補佐級の職及び係長級の職の職員の初任給の決定、同条第二項及び第四項の規定による課長級の職以上の職の職員の昇格の決定並びに同条第五項の規定による課長級の職以上の職の職員の昇給の決定

十四 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（徳島県人事委員会規則六一―四）第六条、第十条、第十一条、第十七条から第二十条まで、第二十二條、第二十四條、第二十六條、第二十九條又は第四十五条から第四十八條までの規定による人事委員会への承認の申請

十五 給料等の支給に関する規則（徳島県人事委員会規則六一―五）第二十八條の規定による勤勉手当の成績率の決定

十六 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和元年徳島県規則第二十五号）第十五條の五（第二十二條の二において準用する場合を含む。）の規定による勤勉手当の勤務成績による割合の決定

十七 職員の勤務時間、休日及び休

規定による宿日直員の数の増員の承認

5 第二十五条第二項の規定による宿日直員の勤務時間の特例の決定

七 職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和二十六年徳島県条例第十一号）第二条の規定による職務に専念する義務の免除の承認（部長の共通専決事項に係るものを除く。）

八 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例第九条第二項の規定による報告

九 営利企業等の従事制限に関する規則（徳島県人事委員会規則八一―三）に関する次のこと。

1 第二条の規定による営利企業等の従事の許可

2 第三条の規定による営利企業等の従事の許可の取消し

十 職員の人事評価及び自己申告制度実施規程（昭和四十五年徳島県訓令第七百二十二号）の規定に基づく事務の処理

十一 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第二十条第三項において準用する同法第十九条第二項の規定による解雇の予告の除外の認定の申請

十二 職員の給与に関する条例に関する次のこと。

1 第五条の規定による給料の調整額の決定

2 第五条の三の規定による初任給調整手当の決定

3 第十二條の規定による休職者に対する給与の額の決定

4 第十四條第二項及び第三項の

暇に関する条例第二条第四項の規定による同条第一項から第三項までに規定する勤務時間を超える勤務時間の決定

十八 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則第四条の二第四項の規定による上限時間等を超えて職員に超過勤務を命ずる必要があることの認定

十九 徳島県職員定数条例（昭和二十四年徳島県条例第十四号）第三条の規定による配分定数の決定

二十 徳島県職員の勤務発明等に関する規則第十一条又は第十二条の規定による補償金の決定

二十一 地方公営企業等の労働関係に関する法律第六条第一項ただし書の規定による組合の役員として専ら従事する場合の許可及び同条第四項の規定による許可の取消し

二十二 徳島県行政考査規程に関する次のこと。

1 第三条の規定による考査の実施の決定（職員の職務執行の適正の確保のために行う行政考査に係るものを除く。）

2 第四条第三項の規定による行政考査員及び特別考査員の指名（職員の職務執行の適正の確保のために行う行政考査に係るものを除く。）

3 第八条第一項の規定による措置すべき事項の指示

規定によるその他の職の職員の初任給の決定、同条第二項及び第四項の規定による課長補佐級の職以下の職の職員の昇格の決定並びに同条第五項の規定による課長補佐級の職以下の職の職員の昇給の決定

十三 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第四十五条の規定による給料の訂正

十四 職員の当直勤務手当、夜勤手当支給規程（昭和二十七年徳島県訓令第百八十九号）第五条第一項の規定による職員の指定

十五 技能労務職員の給与に関する規則（昭和三十二年徳島県規則第八十一号）第三条から第六条まで、第八条及び第九条の規定による給与の決定

十六 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年徳島県条例第十九号）第三条から第五条まで、第十条、第十二条及び第十八条の規定による会計年度任用職員の給与の決定

十七 会計年度任用技能労務職員の給与に関する規則（令和二年徳島県規則第五号）第三条から第五条まで及び第七条の規定による会計年度任用技能労務職員の給与の決定

十八 特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則（昭和三十四年徳島県規則第二十四号）に関する次のこと。

1 第三条の規定による報酬の額の決定

2 第六条第一項の規定による報酬の支給方法の決定

十九 地方公務員の育児休業等に関する

行政 改革 室	<p>二十三 地方自治法第百八十条の二の規定による事務を委員会等へ委任し、又は執行機関の事務を補助する職員等をして補助執行させる</p>	
	<p>する法律に関する次のこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 第二条第三項（第三条第三項において準用する場合を含む。）の規定による育児休業の承認等</li> <li>2 第五条第二項の規定による育児休業の承認の取消し</li> <li>3 第十条第三項（第十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による育児短時間勤務の承認等</li> <li>4 第十二条において準用する第五条の規定による育児短時間勤務の承認の取消し</li> </ol> <p>二十 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則に関する次のこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 第四条の二第三項の規定による上限時間を超えて勤務することを命ずることができる場合の決定</li> <li>2 第四条の二第五項の規定による超過勤務に係る要因の整理、分析及び検証の実施</li> <li>二十一 管理職員等の範囲を定める規則（徳島県人事委員会規則一一―二）第三条の規定による職の改廃又は新設に係る通知</li> <li>二十二 徳島県職員定数条例第二条第二項の規定による休職者等の定数外取扱いの決定</li> <li>二十三 徳島県職員の勤務発明等に関する規則第十三条の規定による通知</li> <li>二十四 人事記録の整備</li> </ol>	

場合の協議

別表第四管財課の項課長の欄第六号中「万代庁舎」を「本庁舎」に改め、同表税務課の項課長の欄第二号中「徳島県東部県税局」を「徳島県県税局」に改め、同表市町村課の項を次のように改める。

<p>市町村課</p> <p>一 地方自治法に関する次のこと。</p> <p>1 第二百五十二条の二第五項の規定による連携協約の締結の勧告</p> <p>2 第二百五十二条の二の二第四項（第二百五十二条の七第三項、第二百五十二条の十四第三項及び第二百五十二条の十六の二第三項において準用する場合を含む。）の規定による協議会の設置等の勧告</p> <p>3 第二百八十六条第一項の規定による一部事務組合の組織等の変更の許可</p> <p>4 第二百八十六条の二第四項後段及び第二百八十八条の規定による一部事務組合の解散の届出の受理</p> <p>5 第二百九十一条の三第一項の規定による広域連合の組織等の変更の許可</p> <p>6 第二百九十五条の規定による財産区の議会又は総会の設置に係る市町村の条例の設定</p> <p>二 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）に関する次のこと。</p> <p>1 第四百四十四条の二十七第一項の規定による業務の執行の監督及び同条第四項の規定による業務又は財産の状況の監査</p> <p>2 第四百四十四条の二十八第一項の規定による医師等からの報告若しくは書類等の提示の要求若</p>	<p>一 地方自治法に関する次のこと。</p> <p>1 第三条第六項の規定による市町村等の名称変更の報告の通知</p> <p>2 第九条第五項の規定による市町村の境界確定の届出</p> <p>3 第九条の二第五項の規定による市町村の境界の決定の届出</p> <p>4 第二百九十六条の六第一項の規定による財産区の事務の処理についての報告の徴収若しくは資料の提出の要求又は監査</p> <p>二 地方自治法施行令に関する次のこと。</p> <p>1 第七十四条の六第二項の規定による事件を調停に付すことが適当でない旨の通知、同条第三項の規定による調停に付した旨及び自治紛争処理委員の氏名の告示及び通知並びに同条第四項の規定による調停の申請の取下げに同意した旨の通知</p> <p>2 第七十四条の八第二項の規定による自治紛争処理委員に処理方を定めさせることとした旨及び自治紛争処理委員の氏名の告示及び通知並びに同条第三項の規定による処理方針の提示の申請の取下げに同意した旨の通知</p> <p>3 第八十条第一項及び第三項の規定による選挙管理委員会への通知</p> <p>4 第二百二十条第二項の規定による関係人の出頭又は当事者若</p>
---	---

しくは当該職員による質問又は保険医療機関等からの報告若しくは資料の提出の要求、保険医療機関の開設者等に対する出頭の要求若しくは当該職員による関係者に対する質問若しくは保険医療機関等の設備等検査

三 地方公務員等共済組合法施行規則（昭和三十七年自治省令第二十二号）第二十条第三項の規定による勘定科目の設置の承認

四 住居表示に関する法律（昭和三十七年法律第百十九号）第十条第二項の規定による報告及び同条第三項の規定による報告の徴収等

五 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）に関する次のこと。

1 第三十条の三十八第四項の規定による報告並びに同条第五項の規定による意見の聴取及び命令

2 第三十条の三十九第一項の規定による報告の徴収等

3 第三十三条第二項の規定による決定

六 地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）第七条第一項（同法第二十四条において準用する場合を含む。）の規定による財政健全化団体の長等に対する報告並びに同法第七条第三項（同法第二十四条において準用する場合を含む。）の規定による報告内容の公表及び総務大臣への報告

七 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成十九年政令第三百九十七号）第二十四条第一項の規定による市町村である財

しくは関係人に対する必要な記録の提出の要求

三 住民基本台帳法に関する次のこと。

1 第三十条の三十二第二項の規定による本人確認情報の開示の決定

2 第三十条の三十三第二項の規定による本人確認情報の開示の期限等の通知

3 第三十条の三十五の規定による調査の結果の通知

4 第三十一条第二項の規定による報告の徴収等

四 地方財政法第五条の三第一項の規定による市町村等の起債又は起債の方法等の変更の同意

五 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に関する次のこと。

1 第三条第三項（第二十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による市町村の健全化判断比率等の報告及び第三条第四項（第二十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による公表

2 第五条第二項（同条第三項（第二十四条において準用する場合を含む。）及び第二十四条において準用する場合を含む。）の規定による市町村が財政健全化計画等を策定した旨の報告及び第五条第四項（第二十四条において準用する場合を含む。）の規定による公表

3 第六条第一項（第二十四条において準用する場合を含む。）の規定による市町村の財政健全化計画等の実施状況の報告及び第六条第二項（第二十四条にお

政再生団体の総務大臣への報告又は協議に係る副申

八 地方公営企業法第四十一条の規定による市町村相互間で協議がととのわない場合におけるあつせん、調停又は勧告

九 地方税法に関する次のこと。

1 第八条第二項（第八条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定による関係市町村長の協議がととのわない場合の決定

2 第三百二十一条の十五第二項の規定による法人税額又は個別帰属法人税額の分割の基準となる従業者数の決定

3 第三百八十八条第一項後段の規定による固定資産評価基準の細目の決定

4 第三百八十九条第一項及び第三百九十三条第一項の規定による固定資産の評価及びその配分並びに決定の通知

5 第三百九十九条（第四百七条第四項において準用する場合を含む。）の規定による知事がする固定資産の価格等の決定又は配分に関する審査請求に対する裁決及び通知

6 第四百七条第二項の規定による固定資産の価格等の決定、修正、配分又は通知

7 第四百十九条第一項の規定による固定資産の価格等の修正に関する勧告

十 地方交付税法施行令（昭和三十三年政令第十七号）第二条第一号の規定による市町村の基準財政需要額及び基準財政収入額並びに市町村に対して交付すべき交付税

いて準用する場合を含む。）の規定による公表

4 第二十七条第一項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による市町村の財政の早期健全化等が完了した旨の報告及び同条第二項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による公表

六 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令に関する次のこと。

1 第二十二条第一項の規定により知事が行うこととされる地方公共団体の財政の健全化に関する法律第十条第六項の規定による市町村の財政再生計画の変更に係る同意及び第二十二条第二項の規定による協議結果の報告

2 第二十四条第二項の規定による市町村の総務大臣への報告等に係る進達

七 地方税法第四百二十二条の二第三項の規定による固定資産の価格の修正に関する総務大臣の指示に基づく措置についての報告

八 地方揮発油譲与税法に関する次のこと。

1 次に掲げるものの数値の算定及び総務大臣に対する報告

(一) 第三条第一項の道路の延長及び面積

(二) 第四条第一項の譲与時期ごとに譲与すべき地方揮発油譲与税の額

(三) 第七条の規定により譲与すべき額に加算し、又はこれから減額すべき額

2 総務大臣が決定した各市町村ごとの地方揮発油譲与税の額の

の額の算定報告及び通知並びに同  
条第二号の規定による交付税の額  
の通知

十一 地方特例交付金等の地方財政  
の特別措置に関する法律施行令（  
平成十一年政令第九十五号）第一  
条第一号の規定による通知

十二 公有地の拡大の推進に関する  
法律に関する次のこと。

1 第十条第二項の規定による土  
地開発公社の設立の認可

2 第十九条第二項の規定による  
業務及び資産の状況に関する報  
告の徴収及び立入検査並びに同  
条第五項の規定による設立団体  
又はその長に対する業務命令等  
の要求

十三 地方独立行政法人法に関する  
次のこと。

1 第七条の規定による設立の認  
可

2 第八条第二項の規定による定  
款の変更の認可

3 第八十八条第一項第一号の規  
定による解散の認可

4 第二百二十一条第一項の規定に  
よる報告の徴収又は立入検査

5 第二百二十二条第三項及び第四  
項の規定による違反行為等の是  
正の要求等

当該市町村に対する通知  
九 自動車重量譲与税法（昭和四十  
六年法律第九十号）に関する次の  
こと。

1 次に掲げるものの数値の算定  
及び総務大臣に対する報告

(一) 第二条第一項の道路の延長  
及び面積

(二) 第三条第一項の譲与時期ご  
とに譲与すべき自動車重量譲  
与税の額

(三) 第六条の規定により譲与す  
べき額に加算し、又はこれか  
ら減額すべき額

2 総務大臣が決定した各市町村  
ごとの自動車重量譲与税の額の  
当該市町村に対する通知

十 国有提供施設等所在市町村助成  
交付金に関する法律施行令（昭和  
三十二年政令第三百二十一号）に  
関する次のこと。

1 第六条第一項の規定による土  
地、建物又は工作物の価格の報  
告

2 第七条及び第八条の規定によ  
る市町村助成交付金の額等に関  
する通知

十一 地方交付税法に関する次のこ  
と。

1 第五条第三項の規定による市  
町村の基準財政需要額及び基準  
財政収入額に関する資料、特別  
交付税の額の算定に用いる資料  
その他必要な資料の審査及び送  
付

2 第十七条の三第二項の規定に  
よる交付税の額の算定に用いた  
資料の検査及び報告

十二 地方交付税法施行令第二条第  
三号の規定による交付税の額の報

<p>地域 創生 室</p>	<p>十四 地方自治法第二百五十二条の十七の二第二項（同法第二百九十一条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定による市町村の長との協議</p> <p>十五 地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和元年法律第六十四号）に関する次のこと。</p> <p>1 第三条第一項の規定による特</p>	<p>十七 地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律に関する次のこと。</p> <p>1 第三条第五項（第五条第三項及び第六条第五項において準用する場合を含む。）の規定による市町村長の意見の聴取</p> <p>2 第五条第五項の規定による変更の届出の受理及び同条第六項の規定による公示</p>
	<p>十四 地方自治法第二百五十二条の十七の二第二項（同法第二百九十一条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定による市町村の長との協議</p>	<p>告及び通知、同条第四号の規定による交付税の還付命令、同条第五号の規定による錯誤の額の算定、報告及び通知並びに同条第六号の規定による交付税の額の報告</p> <p>十三 地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第七条第二項の規定による審査及び送付</p> <p>十四 地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令第一条第二号の規定による報告及び通知並びに同条第三号の規定による還付命令</p> <p>十五 公有地の拡大の推進に関する法律に関する次のこと。</p> <p>1 第十四条第二項の規定による定款の変更の認可</p> <p>2 第二十二条第一項の規定による土地開発公社の解散の認可</p> <p>十六 地方公務員法に関する次のこと。</p> <p>1 第三条第三項第三号に規定する特別職の職員の任免（市町村課に係るものに限る、重要な職に係るものを除く。）</p> <p>2 パートタイム会計年度任用職員の任免（市町村課に係るものに限る。）</p>

	<p>定地域づくり事業協同組合の認定並びに同条第六項（第六条第五項において準用する場合を含む。）の規定による申請者への通知及び公示</p> <p>2 第五条第一項の規定による変更の認定及び同条第四項の規定による公示</p> <p>3 第六条第二項の規定による認定の有効期間の更新</p> <p>4 第九条第二項の規定による認定の取消し並びに同条第三項の規定による厚生労働大臣への通知及び公示</p> <p>5 第十三条第一項の規定による適合命令及び同条第二項の規定による改善命令</p> <p>6 第十四条第一項の規定による事業停止命令及び同条第二項の規定による公示</p> <p>十六 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）第七条第四項前段の規定による主務大臣との協議</p> <p>十七 山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）に関する次のこと。</p> <p>1 第七条第一項の規定による振興山村の指定の申請</p> <p>2 第七条の二第一項の規定による山村振興基本方針の作成</p> <p>十八 離島振興法（昭和二十八年法律七十二号）第十条第二項の規定による協力要請</p>	<p>3 第八条の規定による廃止の届出の受理</p> <p>4 第十二条第一項の規定による報告の徴収並びに当該職員による立入検査及び質問</p> <p>十八 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に関する次のこと。</p> <p>1 第七条第五項の規定による持続的発展方針の公表</p> <p>2 第八条第七項（同条第十項において準用する場合を含む。）の規定による市町村との協議</p> <p>3 第九条第四項の規定による県計画の公表及び主務大臣への提出</p> <p>十九 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和三十七年法律第八十八号）第七条の規定による助言又は調査</p> <p>二十 山村振興法第八条第一項又は第八条の三第一項の規定による市町村との協議及び同意</p>
--	--	--

別表第四地域連携課の項を削り、同表にぎわい政策課の項からスポーツ振興課の項までを次のように改める。

<p>観光ス ポーツ 文化政</p>		<p>一 徳島県立大鳴門橋架橋記念館の設置及び管理に関する条例（昭和五十九年徳島県条例第四十四号）</p>
----------------------------	--	---

に関する次のこと。

- 1 第四条第二号の規定による補修等の指定
  - 2 第五条の規定による臨時に休館することの承認
  - 3 第六条第二項の規定による供用時間を臨時に変更することの承認
  - 4 第八条第二項及び第四項の規定による利用料金の額の承認
  - 5 第八条第七項の規定による利用料金等の全部又は一部の免除の承認
  - 6 第十条ただし書の規定による賠償責任の全部又は一部の免除
- 二 徳島県立大鳴門橋架橋記念館管理規則（昭和六十年徳島県規則第三十号）第二条の規定による利用者心得等の制定
- 三 徳島県立渦の道の設置及び管理に関する条例（平成十一年徳島県条例第三十二号）に関する次のこと。
- 1 第四条第二号の規定による補修等の指定
  - 2 第五条第二項の規定による利用することができる日の変更の承認
  - 3 第六条第二項の規定による利用することができる時間の変更の承認
  - 4 第八条第二項の規定による利用料金の額の承認
  - 5 第八条第五項の規定による利用料金の全部又は一部の免除の承認
  - 6 第十条ただし書の規定による賠償責任の全部又は一部の免除
- 四 徳島県立渦の道管理規則（平成十二年徳島県規則第二百二号）第二

<p>交流拠点戦略課</p>	
	<p>条の規定による利用者心得等の制定</p> <p>五 地方公務員法に関する次のこと。</p> <p>1 第三条第三項第三号に規定する特別職の職員の任免（観光スポーツ文化部に係るものに限る。重要な職に係るものを除く。）</p> <p>2 パートタイム会計年度任用職員の任免（観光スポーツ文化部に係るものに限る。）</p> <p>六 各種検査、調査、監督、監視、徴収、指導等を行うため法令の規定に基づき置かれる職に充てる職員（観光スポーツ文化部に所属する職員に限る。）の指定</p> <p>一 徳島県都市公園条例（昭和三十二年徳島県条例第二十号）に関する次のこと（徳島県蔵本公園及び徳島県鳴門総合運動公園に係るものに限る。）。</p> <p>1 第七条第三項ただし書の規定による有料公園施設等の供用日及び供用時間の変更の承認</p> <p>2 第十三条第二項及び第三項の規定による有料公園施設及び有料用具の使用料の徴収</p> <p>3 第十四条ただし書の規定による使用料の全部又は一部の還付（有料公園施設及び有料用具に係るものに限る。）</p> <p>4 第十五条の規定による使用料の全部又は一部の免除（有料公園施設及び有料用具に係るものに限る。）</p> <p>二 徳島県都市公園条例施行規則（昭和三十二年徳島県規則第五十八号）第十二条の規定による原状回</p>

<p>施設 活用 推進 室</p>	
<p>一 徳島県立あすたむらんど設置及び管理に関する条例（平成十三年徳島県条例第十号）別表第二その一の表の規定による子ども科学館の企画展の使用料の額の決定</p>	
<p>四 徳島県立産業観光交流センターの設置及び管理に関する条例（平成五年徳島県条例第四号）に関する次のこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 第四条第二号の規定による補修等の指定</li> <li>2 第五条第二項の規定による臨時に休館すること等の承認</li> <li>3 第六条第二項の規定による供用時間を臨時に変更することの承認</li> <li>4 第十条第三項の規定による使用料の全部又は一部の免除</li> <li>5 第十一条ただし書の規定による賠償責任の全部又は一部の免除</li> </ol> <p>五 徳島県立産業観光交流センター管理規則（平成五年徳島県規則第</p>	<p>復又は損害賠償に関する事務の処理（徳島県蔵本公園（駐車場を除く。）及び徳島県鳴門総合運動公園に係るものに限る。）</p> <p>三 徳島県立中央武道館の設置及び管理に関する条例（昭和六十三年徳島県条例第二十六号）に関する次のこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 第五条第二項の規定による臨時に休館すること等の承認</li> <li>2 第六条第二項の規定による供用時間を変更することの承認</li> <li>3 第十条ただし書の規定による損害の賠償責任の免除</li> <li>4 第十一条第二項ただし書の規定による使用料の徴収の時期及び方法の特例の決定、同条第三項の規定による使用料の全部又は一部の免除並びに同条第四項ただし書の規定による使用料の全部又は一部の還付</li> </ol>

- 
- 
- 
- 五十号)に関する次のこと。
- 1 第五条の規定による利用者心得等の制定
  - 2 第六条第三項ただし書及び第四項ただし書の規定による使用料の徴収の時期及び方法の特例の決定並びに同条第五項ただし書の規定による使用料の全部又は一部の還付
  - 3 別表第一の規定による用具及び使用料の額の決定
  - 六 徳島県立出島野鳥公園の設置及び管理に関する条例(平成十二年徳島県条例第三十九号)に関する次のこと。
    - 1 第四条第二号の規定による補修等の指定
    - 2 第五条の規定による利用することができない日の承認
    - 3 第六条ただし書の規定による利用できる時間の変更の承認
    - 4 第十条ただし書の規定による賠償責任の全部又は一部の免除
  - 七 徳島県立出島野鳥公園管理規則(平成十二年徳島県規則第百七号)に関する次のこと。
    - 1 第四条の規定による利用者心得等の制定
    - 2 第五条ただし書の規定による使用料の徴収の時期及び方法の特例の決定
    - 3 第六条ただし書の規定による使用料の全部又は一部の還付
    - 八 徳島県立あすたむらんどを設置及び管理に関する条例に関する次のこと。
      - 1 第四条第二号の規定による補修等の指定
      - 2 第五条ただし書の規定による休業日の変更の承認

<p>策課 観光政</p>	
<p>一 旅行業法（昭和二十七年法律第 二百三十九号）に関する次のこと</p>	
<p>一 旅行業法に関する次のこと。 1 第六条の三第一項の規定によ</p>	<p>3 第六条第二項の規定による供 用時間の変更の承認</p> <p>4 第十条第三項の規定による使 用料の全部又は一部の免除</p> <p>5 第十一条ただし書の規定によ る賠償責任の全部又は一部の免 除</p> <p>九 徳島県立あすたむらんど管理規 則（平成十三年徳島県規則第四十 八号）に関する次のこと。</p> <p>1 第四条の規定による利用者心 得等の制定</p> <p>2 第五条第三項の規定による使 用料の徴収の時期及び方法の特 例の決定</p> <p>3 第六条ただし書の規定による 使用料の全部又は一部の還付</p> <p>十 徳島県立美馬野外交流の郷の設 置及び管理に関する条例（平成十 年徳島県条例第二号）に関する次 のこと。</p> <p>1 第四条第二号の規定による補 修等の指定</p> <p>2 第五条ただし書の規定による 利用することができる日及び時 間の変更の承認</p> <p>3 第八条第二項の規定による利 用料金の額の承認</p> <p>4 第八条第五項の規定による利 用料金の全部又は一部の免除の 承認</p> <p>5 第十条ただし書の規定による 賠償責任の全部又は一部の免除</p> <p>十一 徳島県立美馬野外交流の郷管 理規則（平成十年徳島県規則第五 十八号）第四条の規定による利用 者心得等の制定</p>

- 1 第三条の規定による登録
- 2 第五条第二項の規定による通知
- 3 第六条第一項（第六条の第三第二項及び第六条の四第二項において準用する場合を含む。）の規定による登録の拒否及び第六条第二項（第六条の三第二項、第六条の四第二項及び第十九条第三項において準用する場合を含む。）の規定による通知
- 4 第七条第五項（第八条第三項及び第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による登録の取消し
- 5 第十二条の二第一項の規定による認可
- 6 第十九条第一項の規定による業務停止命令及び登録の取消し並びに同条第二項の規定による登録の取消し
- 7 第二十三条の規定による登録
- 8 第二十五条第二項の規定による通知
- 9 第二十六条第一項の規定による登録の拒否及び同条第二項（第三十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定による通知
- 10 第三十七条第一項の規定による業務停止命令及び登録の取消し並びに同条第二項の規定による登録の取消し

- る有効期間の更新の登録及び同条第二項において準用する第五条第二項の規定による通知
- 2 第六条の四第一項の規定による変更登録、同条第二項において準用する第五条第二項の規定による通知及び第六条の四第四項の規定による登録
  - 3 第七条第四項（第八条第三項及び第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による催告
  - 4 第二十条第一項及び第二項の規定による登録の抹消
  - 5 第二十一条の規定による旅行者登録簿等の公衆への供覧
  - 6 第二十七条第二項の規定による登録
  - 7 第三十八条第一項及び第二項の規定による登録の抹消
  - 8 第三十九条の規定による旅行者サービス手配業者登録簿の公衆への供覧
  - 9 第六十二条第一項の規定による通知
  - 10 第七十条第一項の規定による報告の徴収及び同条第三項の規定による職員による立入検査又は質問
- 二 旅行者営業保証金規則（平成八年 法務省 令第一号）に関する次
- 1 第一条第二項の規定による営業保証金についての権利の承継の届出書等の送付
  - 2 第八条第一項の規定による証明書
  - 3 広域滞在型観光整備推進費補助金交付事業に関する事務の処理

受入 環境 整備 室	<p>二 徳島県観光施設等整備資金貸付制度による貸付けの承認</p> <p>三 住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）に関する次のこと（2から4までにあつては宿泊者の安全の確保、外国人観光旅客である宿泊者の快適性及び利便性の確保、火災の防止のために配慮すべき事項の説明並びに周辺地域の生活環境への悪影響の防止に關し必要な事項の外国語による説明（以下「宿泊者の安全の確保等」という。）並びに宿泊サービス提供契約の締結の代理等の委託に係るもの限り、5から7までにあつては宿泊者の安全の確保等に係るものに限る。）。</p> <p>1 第八条第一項（第三十六条において準用する場合を含む。）の規定による宿泊者名簿の提出の要求</p> <p>2 第十五条の規定による業務改善命令</p> <p>3 第十六条第一項の規定による住宅宿泊事業の停止命令、同条第二項の規定による住宅宿泊事業の廃止命令及び同条第三項の規定による理由の通知</p> <p>4 第十七条第一項の規定による住宅宿泊事業者からの必要な報告の徴収又は当該職員による立入検査若しくは関係者に対する質問</p> <p>5 第四十一条第二項の規定による業務改善命令</p> <p>6 第四十二条第二項の規定による国土交通大臣への処分の要請</p> <p>7 第四十五条第二項の規定による住宅宿泊管理者からの必要</p>	<p>四 徳島県立航空旅客取扱施設の設置及び管理に関する条例（平成二十九年徳島県条例第三十七号）に関する次のこと。</p> <p>1 第四条第二号の規定による補修等の指定</p> <p>2 第五条第二項の規定による供用時間の変更の承認</p> <p>3 第九条第二項の規定による利用料金の額の承認、同条第五項の規定による利用料金の免除の基準の承認及び同条第六項の規定による利用料金の還付の基準の承認</p> <p>4 第十一条ただし書の規定による賠償責任の免除</p> <p>五 徳島県立航空旅客取扱施設管理規則（平成二十九年徳島県規則第四十五号）第四条の規定による利用者心得等の承認</p>
---------------------	--	--

	<p>な報告の徴収又は当該職員による立入検査若しくは関係者に対する質問</p>	
<p>文化振興課</p>	<p>一 徳島県文化賞規程（昭和五十年徳島県告示第百八十八号）の施行に関する事務の処理</p> <p>二 徳島県立文学書道館の設置及び管理に関する条例（平成十四年徳島県条例第十四号）別表第二の規定による特別展の観覧料の額の決定</p>	<p>一 徳島県郷土文化会館の設置及び管理に関する条例（昭和四十六年徳島県条例第二十二号）に関する次のこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 第四条第二号の規定による補修等の指定</li> <li>2 第五条第二項の規定による臨時に休館すること等の承認</li> <li>3 第六条第二項の規定による供用時間を臨時に変更することの承認</li> <li>4 第十二条第二項の規定による利用料金の額の承認及び同条第六項の規定による利用料金の全部又は一部の免除の承認</li> <li>5 第十四条第一項ただし書の規定による賠償責任の全部又は一部の免除</li> </ol> <p>二 徳島県郷土文化会館管理規則（昭和四十六年徳島県規則第七十四号）に関する次のこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 第二条第二項ただし書の規定による使用許可申請書の提出時期の特例の承認</li> <li>2 第四条の規定による使用者心得等の制定</li> </ol> <p>三 徳島県立文学書道館の設置及び管理に関する条例に関する次のこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 第四条第二号の規定による補修等の指定</li> <li>2 第五条ただし書の規定による休館日を変更することの承認</li> <li>3 第六条第二項の規定による供用時間を変更することの承認</li> <li>4 第十条第三項の規定による観</li> </ol>

---

---

覧料又は使用料の全部又は一部の免除

5 第十一条ただし書の規定による賠償責任の全部又は一部の免除

四 徳島県立文学書道館管理規則（平成十四年徳島県規則第七十二号）に関する次のこと。

1 第二条第二項ただし書の規定による利用許可申請書の提出時期の特例の承認

2 第四条の規定による利用者心得等の制定

3 第五条の規定による文学書道資料の撮影等の承認

4 第七条第一項ただし書の規定による観覧料等の徴収の時期及び方法の特例の決定

5 第八条ただし書の規定による観覧料等の全部又は一部の還付

6 別表の規定による用具及び使用料の額の決定

五 徳島県立阿波十郎兵衛屋敷の設置及び管理に関する条例（平成十八年徳島県条例第二号）に関する次のこと。

1 第四条第二号の規定による補修等の指定

2 第五条第二項の規定による臨時に休館日を変更することの承認

3 第六条第二項の規定による供用時間を臨時に変更することの承認

4 第八条第二項の規定による利用料金の額の承認及び同条第五項の規定による利用料金の全部又は一部の免除の承認

5 第十条ただし書の規定による賠償責任の全部又は一部の免除

---

<p>文化 資源 活用 室</p>	<p>三 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）に関する次のこと。</p> <p>1 第三十五条第三項（第八十三条、第一百八条、第一百二十条及び第一百七十二条第五項において準用する場合を含む。）の規定による管理の指揮監督</p> <p>2 第三十六条第三項（第八十三条、第二百一十一条第二項（第七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第一百七十二条第五項において準用する場合を含む。）、第四十六条の二第二項及び第二百二十九条第二項において準用する第三十五条第三項の規定による管理及び修理の指揮監督</p> <p>3 第四十三条第一項の規定による現状変更等の許可並びに同条第四項の規定による現状変更等の停止命令及び許可の取消し（いずれも文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号）第五条第三項第一号に規定するものに限る。）</p> <p>4 第四十三条第四項（第二百二十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による現状変更等の停止命令（文化庁長官が許可した現状変更等に係るものに限る。）</p> <p>5 第二百五条第三項の規定による報奨金の額の決定</p> <p>6 第一百七十七条第一項の規定による</p>	
<p>六 徳島県立阿波十郎兵衛屋敷管理規則（平成十八年徳島県規則第十八号）第二条の規定による利用者心得等の制定</p>	<p>七 文化財保護法に関する次のこと。</p> <p>1 第五十一条第五項（第五十一条の二（第八十五条において準用する場合を含む。）、第八十四条第二項及び第八十五条において準用する場合を含む。）の規定による公開の停止命令</p> <p>2 第五十三条第一項の規定による公開の許可並びに同条第四項の規定による公開の停止命令及び公開の許可の取消し（文化財保護法施行令第五条第三項第二号に規定する場合に限る。）</p> <p>3 第五十三条第四項の規定による公開の停止命令（文化庁長官が許可した公開に係るものに限る。）</p> <p>4 第九十二条第二項の規定による報告書の提出の指示又は発掘の禁止、停止若しくは中止の命令</p> <p>5 第九十三条第二項の規定による指示</p> <p>6 第九十五条第一項の規定による周知のための必要な措置</p> <p>7 第九十六条第二項及び第七項の規定による現状変更等の停止又は禁止の命令</p> <p>8 第九十九条第一項の規定による発掘の施行</p> <p>9 第一百条第二項において準用する同条第一項の規定による文化財の返還及び警察署長への通知</p> <p>10 第一百零二条第一項の規定による</p>	

文化財の譲与

- 7 第一百十条第一項の規定による史跡名勝天然記念物の仮指定
- 8 第一百十二条第一項の規定による仮指定の解除
- 9 第二百一十一条第一項の規定による管理に関する措置命令又は勧告
- 10 第二百二十二条第一項の規定による命令又は勧告及び同条第二項の規定による勧告
- 11 現状変更等に係る第二百二十五条第一項の規定による許可、同条第三項において準用する第四十三条第四項の規定による現状変更の停止命令及び第二百二十五条第七項の規定による原状回復の命令（いずれも文化財保護法施行令第五条第四項第一号に規定するものに限る。）

四

文化財の保護に関する条例に関する次のこと。

- 1 第八条第二項（第三十条第二項及び第三十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による同意の取得、第八条第三項（第三十条第二項及び第三十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による徳島県文化財保護審議会への諮問及び第八条第六項（第三十条第二項及び第三十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による指定書の交付

- 2 第九条第二項（第三十一条第二項及び第三十六条第三項において準用する場合を含む。）において準用する第八条第三項の規定による徳島県文化財保護審議会への諮問、第九条第四項（

物件の鑑査及び同条第二項の規定による物件の差戻し

- 11 第一百三十三条の規定による文化財の引渡し

- 12 第二百五条第一項後段の規定による報奨金の支給

- 13 第八十七条第一項の規定による管理等の受託又は技術的指導

八

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）に関する次のこと。

- 1 第十四条第一項の規定による登録

- 2 第十五条第一項の規定による登録証の交付及び同条第二項の規定による登録証の再交付

- 3 第十八条の二第一項の規定による刀剣類の製作の承認

九

徳島県立埋蔵文化財総合センターの設置及び管理に関する条例（平成七年徳島県条例第三十四号）に関する次のこと。

- 1 第三条の規定による利用者心得の承認

- 2 第五条第二項の規定による休所すること等の承認

- 3 第六条第二項の規定による供用時間の変更等の承認

- 4 第八条ただし書の規定による損害の賠償責任の全部又は一部の免除

- 第三十一条第六項及び第三十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定による解除の告示及び通知並びに第九条第五項（第三十一条第二項及び第六項並びに第三十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定による受理
- 3 第十八条第一項の規定による許可並びに同条第四項（第三十九条第三項において準用する場合を含む。）の規定による現状変更等の停止の命令及び許可の取消し
- 4 第二十四条第二項の規定による保持者及び保持団体の認定、同条第三項（第二十五条第三項（第三十一条第三項及び第四十条の三第三項において準用する場合を含む。）、第三十四条第二項及び第四十条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定による徳島県文化財保護審議会への諮問並びに第二十四条第四項（第四十条の二第四項及び第四十条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定による告示及び通知
- 5 第二十五条第二項の規定による認定の解除、同条第六項の規定による告示及び通知並びに同条第七項後段の規定による告示
- 6 第三十一条第四項の規定による告示

別表第四文化振興課の項及び文化資源活用課の項を削り、同表生活環境政策課の項部長の欄第一号中「（1から8までにあつては、一の総合県民局の所管区域内にのみ事務所を設置する特定非営利活動法人に係るものを除く。）」を削り、同項課長の欄第一号の1、第二号の1、第三号及び第五号中「（一の総合県民局の所管区域内にのみ事務所を設置する特定非営利活動法人に係るものを除く。）」を削り、同表安全衛生課の項部長の欄第五

号中「措置命令」を「措置命令及び同条第二項の規定による資料の提出の要求」に改め、同項課長の欄第二号中2を3とし、1の次に次のように加える。

2 第十条の二第二項の規定による食品の自主回収に係る届出の受理

別表第四安全衛生課の項課長の欄第七号を次のように改める。

七 不当品類及び不当表示防止法第二十五条第一項の規定による報告の徴収若しくは物件の提出命令又は職員による立入検査若しくは質問

別表第四サステナブル社会推進課の項課長の欄第四号中「(4から7まで及び9から16までにあつては、総合県民局の所管区域内におけるものを除く。)」を削り、同表環境指導課の項の項名を「資源循環課」に改め、同項課長の欄第一号の17中「収去」を「収去及び同条第三項(第十七条の二第三項において準用する場合を含む。)」に規定する証明書の発行」に改め、同表子育て応援課の項部長の欄第二号中12を13とし、5から11までを1ずつ繰り下げ、4の次に次のように加える。

5 第十八条の二十の二第三項の規定による情報の提供要請

別表第四子育て応援課の項課長の欄第三号中「10に」を「11に」に改め、同号中14を15とし、9から13までを1ずつ繰り下げ、8の次に次のように加える。

9 第十八条の二十の二第一項の規定による保育士登録

別表第四子育て応援課の項課長の欄第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号から第十一号までを一号ずつ繰り上げ、同表医療政策課の項部長の欄第三号の7中「第三十条の十一」を「第三十条の十一第一項」に、「勧告」を「勧告及び同条第二項の規定による厚生労働大臣への通知」に改め、同号の9を次のように改める。

9 第三十条の十三第三項(第三十条の十八の二第三項、第三十条の十八の三第二項及び第三十条の十八の四第七項において準用する場合を含む。)(規定による市町村その他の官公署に対する情報の提供の要請、同条第四項(第三十条の十八の二第三項、第三十条の十八の三第二項及び第三十条の十八の四第七項において準用する場合を含む。)(規定による報告された事項の公表、同条第五項の規定による報告又は報告内容の是正の命令及び同条第六項(第三十条の十八の二第三項及び第三十条の十八の四第七項において準用する場合を含む。)(規定による命令に従わなかつた旨の公表及び同条第七項の規定による報告内容の変更の要求

別表第四医療政策課の項部長の欄第三号中36を40とし、14から35までを4ずつ繰り下げ、13の次に次のように加える。

14 第三十条の十八の二第二項の規定による報告又は報告内容の是正の命令

15 第三十条の十八の四第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)(規定による確認結果の公表及び同条第六項の規定による報告又は報告内容の是正の命令

16 第三十条の十八の五第一項の規定による協議結果の公表、同条第二項の規定による協議への参加要求及び同条第三項の規定による協議への参加要求

17 第三十条の十八の六第一項の規定による区域の指定、同条第二項の規定による公示、同条第三項の規定による届出の受理、同条第四項の規定による協議への参加等の要求、同条第六項の規定による要請、同条第七項の規定による徳島県医療審議会への出席等の要求、同条第九項の規定による勧告、同条第十項の規定による勧告に従わなかつた旨の公表及び同条第十一項の規定による厚生労働大臣への通知

別表第四薬務課の項部長の欄第一号の3中「徳島県東部保健福祉局又は総合県民局」を「徳島県保健所」に、「東部保健福祉局等の長」を「保健所長」に改め、同号の4及び5中「東部保健福祉局等の長」を「保健所長」に改め、同号の6を削り、同号の7中「東部保健福祉局等の長」を「保健所長」に改め、同7を同号の6とし、同号中8を7とし、同号の9中「薬局の管理者」を「医薬品等総括製造販売責任者」に、「東部保健福祉局等の長」を「保健所長」に改め、同9を同号の8とし、同号中10を9とし、11を10とし、同10の次に次のように加える。

11 第七十五条第一項の規定による許可の取消し又は業務の停止命令（保健所長の専決に係るものを除く。）及び同条第二項の規定による厚生労働大臣への通知

別表第四薬務課の項部長の欄第一号中12を削り、13を12とし、14から16までを1ずつ繰り上げ、同欄第三号の1及び2中「東部保健福祉局等の長」を「保健所長」に改め、同欄第六号を次のように改める。

六 大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十四号）第十二条の六第一項の規定による第一種大麻草採取栽培者の免許の取消し又は大麻草の栽培の中止の命令及び同条第二項の規定による第一種大麻草採取栽培者名簿の登録の抹消

別表第四薬務課の項部長の欄第一号の1から3までを削り、同号の4中「を含む」を「に限る」に改め、「（総合県民局の長の権限に属するものを除く。）」を削り、同4を同号の1とし、同号中5を2とし、6を3とし、7を4とし、同号の8中「同条第十五項」を「同条第十三項」に改め、同8を同号の5とし、同号中9から21までを3ずつ繰り上げ、同欄中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第八号までを一号ずつ繰り上げ、同欄第九号中3を4とし、2を3とし、1の次に次のように加える。

2 第十一条ただし書の規定による栽培地外への大麻の持出しの許可

別表第四薬務課の項部長の欄中第九号を第八号とし、第十号から第十四号までを一号ずつ繰り上げ、同表経済産業政策課の項部長の欄中第七号及び第八号を削り、第九号を第七号とし、同項課長の欄中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、同項の次に次のように加える。

商務戦 略課		一 寄附の受納（ふるさと徳島魅力 創造発信事業の寄附金に係るもの に限る。）
-----------	--	--

別表第四企業支援課の項の項名を「産業成長推進課」に改め、同表企業支援課の新産業立地室の項の項名を「産業立地戦略室」に改め、同項部長の欄中第十四号を第十六号とし、第十三号を第十五号とし、同表企業支援課の項部長の欄に次の二号を加える。

十三 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成二十年法律第三十三号）第十二条第一項の規定による認定

十四 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（平成二十一年経済産業省令第二十二号）第九条第一項、第二項（同条第四項、第六項及び第八項において準用する場合を含む。）、第三項（同条第五項、第七項及び第九項において準用する場合を含む。）、第十四項（同条第十六項において準用する場合を含む。）及び第

十五項（同条第十七項において準用する場合を含む。）の規定による認定の取消し  
別表第四企業支援課の新産業立地室の項課長の欄中第十号を第十一号とし、同表企業支援課の項課長の欄に次の一号を加える。

十 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則に関する次のこと。

1 第十三条第一項（同条第三項から第五項までにおいて準用する場合を含む。）、第六項（同条第八項において準用する場合を含む。）及び第九項（同条第十一項において準用する場合を含む。）の規定による確認並びに同条第十三項の規定による確認の取消し

2 第十七条第一項の規定による確認

3 第十八条第一項から第四項まで、第七項及び第八項の規定による確認

4 第十九条第一項及び第二項の規定による確認の取消し

5 第二十条第一項（同条第八項、第十項及び第十二項において準用する場合を含む。）、及び第二項（同条第九項、第十一項及び第十三項において準用する場合を含む。）の規定による確認

別表第四産業創生・大学連携課の項の項名を「イノベーション創出課」に改め、同項課長の欄第四号を削り、同表農林水産政策課の項部長の欄第二号中「徳島県東部農林水産局又は総合県民局」を「徳島県農林事務所」に改め、同項課長の欄第四号及び第五号を削り、同欄第六号中「徳島県東部農林水産局又は総合県民局」を「徳島県農林事務所」に改め、同号を同欄第四号とし、同欄第七号中「徳島県東部農林水産局又は総合県民局」を「徳島県農林事務所」に改め、同号を同欄第五号とし、同欄第八号中「徳島県東部農林水産局又は総合県民局」を「徳島県農林事務所」に改め、同号を同欄第六号とし、同欄第九号から第二十号までを二号ずつ繰り上げ、同表農林水産政策課の農地政策室の項課長の欄第二十一号中「総合県民局」を「徳島県徳島農林事務所及び徳島県吉野川農林事務所」に、「を除く」を「に限る」に改め、同号を同欄第十九号とし、同欄第二十二号中「総合県民局」を「徳島県徳島農林事務所及び徳島県吉野川農林事務所」に、「を除く」を「に限る」に改め、同号を同欄第二十三号中「総合県民局」に改め、同号を同欄第二十号とし、同欄第二十三号中「総合県民局」を「徳島県徳島農林事務所及び徳島県吉野川農林事務所」に、「を除く」を「に限る」に改め、同号を同欄第二十一号とし、同欄第二十四号を第二十二号とし、第二十五号を第二十三号とし、同欄第二十六号中「総合県民局」を「徳島県徳島農林事務所及び徳島県吉野川農林事務所」に、「を除く」を「に限る」に改め、同号を同欄第二十四号とし、同欄第二十七号を第二十五号とし、同表みどり戦略推進課の項の項名を「生産流通課」に改め、同表鳥獣対策・里山振興課の項の項名を「鳥獣対策課」に改め、同項部長の欄第三号を次のように改める。

三 鳥獣被害対策関係事業に係る鳥獣被害防止総合対策交付金の交付に関する事務の処理

別表第四鳥獣対策・里山振興課の項課長の欄第一号の1中「徳島県東部農林水産局又は総合県民局（以下この号において「東部農林水産局等」という。）」を「徳島県農林事務所」に改め、同号の2及び12中「東部農林水産局等」を「徳島県農林事務所」に改め、同欄第四号を削り、同表林業振興課の項を次のように改める。

林業振興課

- 一 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）に関する次のこと。
  - 1 第五条第一項の規定による地域森林計画の樹立及び同条第五項の規定によるその変更
  - 2 第十条の十三第一項の規定による森林整備協定の締結に関する協議の申入れ
  - 3 第十条の十四第一項の規定による森林整備協定の締結についてのあつせんの請求
  - 4 第五十一条（第六十五条及び第六十六条後段において準用する場合を含む。）の規定による土地又は水の使用権の設定に関する裁定
  - 5 第五十九条第二項（第六十五条及び第六十六条後段において準用する場合を含む。）の規定による土地又は水の使用の廃止に伴う損失補償に係る裁定
- 二 分収林特別措置法（昭和三十三年法律第五十七号）に関する次のこと。
  - 1 第六条第一項の規定による届出に係る事項を変更すべき旨の勧告及び同条第二項（第八条第三項において準用する場合を含む。）の規定による勧告に従つていない旨の公表
  - 2 第八条第二項の規定による届出に係る事項に従つて造林又は育林を行うべき旨の勧告
  - 3 第九条の規定による報告の徴収
  - 4 第十条第二号に規定する森林整備法人である旨の認定
  - 三 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）に関すること。
    - 一 森林法に関する次のこと。
      - 1 第十条の十四第二項の規定による森林整備協定の締結についてのあつせん（当該関係市町村が一の徳島県農林事務所の所管区域を越えるものに係るものに限る。）
      - 2 第十九条第一項第一号の規定による数市町村にわたる事項の処理（当該関係市町村が一の徳島県農林事務所の所管区域を越えるものに限る。）
      - 3 第五十二条第一項（第五十五条第二項、第五十九条第二項後段、第六十五条及び第六十六条後段において準用する場合を含む。）の規定による裁定の申請があつた旨の公示及び通知
      - 4 第五十三条第三項（第五十五条第四項、第五十九条第二項後段、第六十五条及び第六十六条後段において準用する場合を含む。）の規定による裁定をした旨の通知及び公示
      - 5 第八十七条第一項の規定による林業普及指導員の指定
      - 6 第八十八条第二項の規定による当該職員又はその委任した者による森林への立入り、測量又は実地調査及び同条第三項の規定による当該職員による森林への立入り、標識の建設、測量、実地調査又は立木竹の伐採
    - 二 測量法（昭和二十四年法律第八十八号）に関する次のこと。
      - 1 第二十六条の規定による測量標の使用の承認申請
      - 2 第三十七条第二項の規定による市町村長に対する報告の要求及び同条第三項の規定による永

る次のこと。

1 第六条第一項（第九条第四項において準用する場合を含む。）の規定による入会林野整備計画の認可申請又は認可事項の変更申請の適否の決定及び通知並びに第六条第四項の規定による認可申請を適当と認めた旨の公告

2 第八条第二項の規定による調停及び同条第四項の規定による調停案の受諾の勧告

3 第九条第五項の規定による入会林野整備計画の変更申請を適当と認めた旨の公告

4 第十条第一項の規定による入会林野整備計画の認可の申請の却下及び同条第二項の規定による却下した旨の通知

5 第十一条第一項の規定による入会林野整備計画の認可並びに同条第三項の規定による認可した旨の公告及び計画書の送付

6 第二十二条第一項の規定による旧慣使用林野整備計画の認可並びに同条第四項の規定による認可した旨の公告及び計画書の送付

四 森林経営管理法（平成三十年法律第三十五号）に関する次のこと。

1 第十八条第一項の規定による通知

2 第十九条第一項の規定による裁定

3 第二十七条第一項の規定による裁定

4 第六十八条第一項の規定による市町村への協議及び同条第三項の規定による公告

久標識の設置に関する通知

3 第三十九条において準用する第十五条第一項の規定による他人の土地への立入り

4 第三十九条において準用する第十六条の規定による障害物の伐除

5 第三十九条において準用する第十八条の規定による他人の土地等の一時使用

6 第三十九条において準用する第二十一条第一項の規定による一時標識の設置及び通知並びに第三十九条において準用する第二十一条第二項の規定による標識を設置した旨の通知

7 第三十九条において準用する第二十三条第一項の規定による標識の移転、撤去又は廃棄及び通知

8 第三十九条において準用する第二十五条の規定による仮設標識の移転

9 第四十条第一項の規定による測量成果の送付

10 第四十三条の規定による測量成果の複製の承認

11 第四十四条第一項の規定による測量成果の使用の承認

三 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律に関する次のこと。

1 第六条第三項の規定による市町村長等の意見の聴取

2 第七条第二項の規定による異議申出人との協議をすべき旨の命令

3 第十一条第二項の規定による金銭の信託をすべき旨の指示

4 第二十二条第三項の規定による

五 徳島県豊かな森林を守る条例（平成二十五年徳島県条例第六十七号）に関する次のこと。

1 第十四条第一項の規定による森林管理重点地域の指定及び同条第三項（第十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定による指定案の縦覧（第一種森林管理重点地域に係るものを除く。）

2 第十七条第一項の規定による森林管理重点地域の指定の解除（第一種森林管理重点地域に係るものを除く。）

3 第三十一条第一項及び第二項の規定による公表（第一種森林管理重点地域に係るものを除く。）

六 徳島県営林規則に関する次のこと。

1 第三条第一項の規定による経営計画の策定及び同条第三項の規定による経営計画の変更

2 第四条の規定による契約の締結（予定価格（予定価格を設定しない場合にあつては、評価額）が一件百万円以上千万円未満のものに限る。）

3 第十条ただし書の規定による収益の分収割合の変更

4 第十一条の規定による土地等の処分の承諾

5 第十二条の規定による契約の解除及び変更

6 第十三条の規定による県営林に係る樹木の処分（予定価格（予定価格を設定しない場合にあつては、評価額）が一件百万円以上千万円未満のものに限る。）

る金銭の供託その他の措置をすべきことの指示

四 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和五十四年法律第五十一号）に関する次のこと。

1 第三条第一項の規定による林業経営改善計画の認定

2 第四条第一項及び第二項の規定による合理化計画の認定

五 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令（昭和五十四年政令第二百五号）に関する次のこと。

1 第一条第一項の規定による林業経営改善計画の変更の認定及び同条第三項の規定による林業経営改善計画の認定の取消し

2 第四条第一項の規定による合理化計画の変更の認定及び同条第三項の規定による合理化計画の認定の取消し

六 特用林産振興対策事業に係る基本計画（変更計画を含む。）の樹立

七 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令第一条の四の規定による災害復旧事業計画概要書等の提出

八 農林水産業施設災害復旧事業の採択及び増高補助率又は連年災害補助率の適用の決定

九 森林経営管理法に関する次のこと。

1 第二十条第一項の規定による通知

2 第二十八条第一項の規定による通知及び公告

3 第三十六条第一項の規定による民間事業者の公募及び同条第

- 二項の規定による公表
- 十 徳島県貯木場の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年徳島県条例第四十七号）に関する次のこと。
- 1 第三条第一項の規定による貯木場の使用の許可又は許可事項の変更若しくは使用期間の延伸の許可
  - 2 第四条の規定による使用の許可の取消し
  - 3 第八条ただし書の規定による使用料の還付の決定
  - 十一 徳島県立高丸山千年の森の設置及び管理に関する条例（平成十五年徳島県条例第二十二号）に関する次のこと。
    - 1 第四条第二号の規定による補修等の指定
    - 2 第五条ただし書の規定による利用日の特例の承認
    - 3 第六条ただし書の規定による利用時間の特例の承認
    - 4 第十条ただし書の規定による賠償責任の全部又は一部の免除
  - 十二 徳島県立高丸山千年の森管理規則（平成十五年徳島県規則第五十一号）第五条の規定による利用者心得等の制定
  - 十三 徳島県立神山森林公園の設置及び管理に関する条例（平成元年徳島県条例第二十三号）に関する次のこと。
    - 1 第四条第二号の規定による補修等の指定
    - 2 第五条ただし書の規定による利用日の特例の承認
    - 3 第六条ただし書の規定による利用時間の特例の承認
    - 4 第十条ただし書の規定による

<p>木材 需要 ・生 産 大室</p>	
<p>八 林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）に関する次のこと。 1 第十五条第一項の規定による登録の取消し 2 第二十三条の規定による採取</p>	
<p>十八 林業種苗法に関する次のこと。 1 第三条第一項の規定による指定 2 第四条第一項の規定による特</p>	<p>賠償責任の全部又は一部の免除 十四 徳島県立神山森林公園管理規則（平成元年徳島県規則第五十八号）第五条の規定による利用者心得等の制定 十五 徳島県営林規則に関する次のこと。 1 第四条の規定による契約の締結（予定価格（予定価格を設定しない場合にあつては、評価額）が一件百万円未満のものに限る。） 2 第十三条の規定による県営林に係る樹木の処分（予定価格（予定価格を設定しない場合にあつては、評価額）が一件百万円未満のものに限る。） 3 第十四条の規定による産物の採取の承認 4 第十五条の規定による境界標等の設置 十六 県営林及び公団造林事業（植栽、保育、素材生産及び施設に関するものを除く。）の施行 十七 徳島県農林水産関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第四十一号）に関する次のこと（同条例別表第九十の項から第九十三の項までの事務に係るものに限る。） 1 第二条の規定による手数料の徴収 2 第五条ただし書の規定による手数料の全部又は一部の還付</p>

すべき時期の指定又は採取の禁止

3 第二十九条第一項の規定による命令、制限又は禁止

九 森林病虫害等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）に関する次のこと。

1 第五条第一項から第三項までの規定による駆除命令

2 第五条第四項において準用する第三条第五項の規定による公表、同条第七項の規定による通知、意見の聴取及び決定、同条第八項の規定による期間の決定、同条第九項の規定による命令書の交付並びに同条第十項の規定による公告

3 第五条第四項において準用する第四条第一項の規定による措置の実施及び同条第二項の規定による費用の徴収

4 第五条第四項において準用する第四条の二の規定による協力要請

5 第七条の三第一項の規定による都道府県防除実施基準の策定及び変更並びに同条第三項の規定による徳島県森林審議会の意見の聴取

6 第七条の五第一項の規定による区域の指定及び変更並びに同条第二項の規定による徳島県森林審議会の意見の聴取

7 第七条の六第一項の規定による樹種転換促進指針の策定及び変更並びに同条第三項（第七条の九第三項において準用する場合を含む。）の規定による徳島県森林審議会の意見の聴取

8 第七条の九第一項の規定によ

別母樹等の指定に対する意見の具申

3 第五条第一項（第九条第四項において準用する場合を含む。）の規定による指定及び通知

4 第九条第一項及び第二項の規定による指定の解除並びに同条第三項の規定による指定の解除に対する意見の具申

5 第十条第一項の規定による生産事業者の登録

6 第十一条第一項の規定による講習会の開催及び同条第二項の規定による修了証明書の交付

7 第十二条第一項の規定による登録証の交付及び同条第三項の規定による通知

8 第十三条第一項の規定による登録証の書替交付及び同条第二項の規定による登録証の再交付

9 第十六条の規定による公告

10 第二十条第三項の規定による職員による事実の確認

11 第二十八条第一項の規定による職員による立入検査、質問又は種苗の収去

十九 林業種苗法施行令（昭和四十五年政令第九十四号）に関する次のこと。

1 第五条第一項及び第二項の規定による通知

2 第六条の規定による通知

二十 森林病虫害等防除法に関する次のこと。

1 第五条の二第二項の規定による通知

2 第七条の三第三項の規定による関係市町村長の意見の聴取並びに同条第四項（第七条の五第四項において準用する場合を

る地区防除指針の策定及び変更  
十 森林組合法に関する次のこと。

1 第七十九条（第六十一条第三項、第八十三条第三項、第八十四条第三項、第八十八条の三第三項、第百条第三項、第百条の八第二項、第百八条の二第三項、第百八条の五第三項及び第百八条の十三第三項において準用する場合を含む。）の規定による設立等の認可

2 第百十三条第二項の規定による業務の停止又は役員の変更の命令

3 第百十四条の規定による組合の解散命令

4 第百十四条の二第一項の規定による解散命令の通知に代わる官報への掲載

十一 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）第四条第一項の規定による基本計画の策定、同条第四項の規定による農林水産大臣及び厚生労働大臣への報告並びに同条第五項の規定による公表

十二 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成二十年法律第三十二号）第四条第一項の規定による基本方針の策定及び同条第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による農林水産大臣との協議

十三 木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成八年法律第四十七号）に関する次のこと。

1 第二条第一項の規定による指定地域の指定

2 第三条第一項の規定による指定地域の變更又は解除

む。）の規定による公表、通知及び報告

3 第七条の五第二項の規定による関係市町村長の意見の聴取及び同条第三項の規定による協議

4 第七条の六第三項（第七条の九第三項において準用する場合を含む。）の規定による関係市町村長の意見の聴取並びに第七条の六第四項（第七条の九第三項において準用する場合を含む。）の規定による公表及び通知

5 第七条の七の規定による助言、指導及び勧告

6 第七条の八の規定による公表

二十一 森林病虫害等防除法施行細則（昭和二十六年徳島県規則第二号）に関する次のこと。

1 第二条の規定による通知

2 第四条第一項の規定による聴取者の指名

二十二 徳島県森林病虫害等防除用機具貸付規則（昭和四十五年徳島県規則第二十七号）の規定に基づく事務の処理

二十三 森林組合法に関する次のこと。

1 第十二条の規定により行政庁の権限に属する信託法第二十二條第一項ただし書、第二十三條、第四十六條、第四十七條及び第五十八條に規定する権限

2 第十九條第一項の規定による共済規程の承認及び同条第三項の規定による共済規程の變更又は廃止の承認

3 第二十五條第一項の規定による受益者の費用の負担に係る認可（森林組合連合会に係るものに限る。）及び同条第三項の規

十四 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十六号）に関する次のこと。

1 第十一条第一項の規定による都道府県方針の策定並びに同条第三項の規定による都道府県方針の公表及び関係市町村長への通知

2 第十五条第一項の規定による建築物木材利用促進協定の締結

定による受益者の意見の聴取（森林組合連合会に係るものに限る。）

4 第二十六条の三第一項の規定による森林経営規程の承認及び同条第三項の規定による森林経営規程の変更又は廃止の承認

5 第五十三条第一項の規定による仮理事の選任又は総会の招集（森林組合連合会に係るものに限る。）

6 第七十八条第二項（第六十一条第三項、第八十三条第三項、第八十四条第三項、第八十八条の三第三項、第百条第三項、第百条の八第二項、第百八条の二第三項、第百八条の五第三項及び第百八条の十三第三項において準用する場合を含む。）の規定による組合の設立等に関する報告書の提出要求

7 第八十条第一項（第六十一条第三項、第八十三条第三項、第八十四条第三項、第八十八条の三第三項、第百条第三項、第百条の八第二項、第百八条の二第三項、第百八条の五第三項及び第百八条の十三第三項において準用する場合を含む。）の規定による発起人等に対する通知

8 第八十三条第二項（第百条第四項において準用する場合を含む。）の規定による組合の解散の決議の認可

9 第八十四条第二項（第百条第四項において準用する場合を含む。）の規定による組合の合併の認可

10 第八十九条第二項の規定による清算人の選任

- 
- 
- 
- 11 第一百条第一項の規定による報告の徴収又は資料の提出命令（森林組合連合会に係るものに限る。）及び同条第二項の規定による報告又は資料の提出要求（森林組合連合会に係るものに限る。）
  - 12 第一百十二条の規定による監督上必要な命令
  - 13 第一百十三条第一項の規定による必要な措置をとるべき旨の命令（森林組合連合会に係るものに限る。）及び同条第三項の規定による承認の取消し
  - 14 第一百十五条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による組合の決議又は選挙若しくは当選の取消し
  - 二十四 林業労働力の確保の促進に関する法律に関する次のこと。
    - 1 第五条第三項の規定による計画の認定
    - 2 第六条第一項の規定による計画の変更の認定及び同条第二項の規定による認定計画の認定の取消し
    - 3 第十一条第一項の規定による林業労働力確保支援センターの指定、同条第二項の規定による林業労働力確保支援センターの名称等の公示及び同条第四項の規定による林業労働力確保支援センターの名称等の変更の届出の公示
    - 4 第十九条第一項の規定による業務規程の認可又はその変更の認可
    - 5 第二十条第一項の規定による事業計画書及び収支予算書の認可又は変更の認可
-

- 
- 
- 
- 6 第二十二條の規定による報告の徴収
  - 7 第二十三條の規定による監督命令
  - 8 第二十四條第一項の規定による林業労働力確保支援センターの指定の取消し及び同条第二項の規定による林業労働力確保支援センターの指定の取消しの公示
  - 二十五 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法に関する次のこと。
    - 1 第四條第五項（同條第七項において準用する場合を含む。）の規定による関係市町村長の意見の聴取並びに同條第六項（同條第七項において準用する場合を含む。）の規定による基本方針の公表、関係市町村長への通知及び農林水産大臣への報告
    - 2 第五條第七項（同條第九項において準用する場合を含む。）の規定による市町村との協議
    - 3 第九條第一項の規定による特定増殖事業計画の認定、同條第四項（第十條第四項において準用する場合を含む。）の規定による市町村の長の意見の聴取（認定特定増殖事業計画に係る区域が一の徳島県農林事務所所管区域を越える場合に限る。）及び第九條第五項（第十條第四項において準用する場合を含む。）の規定による市町村の長の通知
    - 4 第十條第一項の規定による認定特定増殖事業計画の変更の認定、同條第二項及び第三項の規定による認定特定増殖事業計画

---

---

---

の認定の取消し並びに同項の規定による認定特定増殖事業計画の変更の指示（認定特定増殖事業計画に係る区域が一の徳島県農林事務所の所管区域を越える場合に限る。）

5 第十四条第一項の規定による特定植栽事業計画の認定、同条第四項（第十五条第四項において準用する場合を含む。）の規定による市町村の長の意見の聴取（特定植栽事業計画に係る区域が一の徳島県農林事務所の所管区域を越える場合に限る。）及び第十四条第五項（第十五条第四項において準用する場合を含む。）の規定による市町村の長への通知

6 第十五条第一項の規定による認定特定植栽事業計画の変更の認定、同条第二項及び第三項の規定による認定特定植栽事業計画の認定の取消し並びに同項の規定による認定特定植栽事業計画の変更の指示（認定特定植栽事業計画に係る区域が一の徳島県農林事務所の所管区域を越える場合に限る。）

二十六 木材の安定供給の確保に関する特別措置法に関する次のこと。

1 第四条第一項の規定による事業計画の認定

2 第五条第一項の規定による事業計画の変更の認定及び同条第二項の規定による事業計画の認定の取消し

二十七 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律第十七

---

<p>条第四項（第十八条第四項において準用する場合を含む。）の規定による農林水産大臣との協議及び同意並びに第十七条第五項（第十八条第四項において準用する場合を含む。）の規定による都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見の聴取</p> <p>二十八 徳島県立木のおもちゃ美術館の設置及び管理に関する条例（令和二年徳島県条例第七十四号）に関する次のこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 第四条第二号の規定による補修等の指定</li> <li>2 第五条第二項の規定による臨時に休館すること等の承認</li> <li>3 第六条第二項の規定による供用時間を臨時に変更することの承認</li> <li>4 第十一条第三項の規定による使用料の全部又は一部の免除</li> <li>5 第十二条ただし書の規定による賠償責任の全部又は一部の免除</li> </ol> <p>二十九 徳島県立木のおもちゃ美術館管理規則（令和三年徳島県規則第四十五号）に関する次のこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 第四条の規定による利用者心得等の制定</li> <li>2 第五条第一項ただし書及び第二項ただし書の規定による使用料の徴収の時期及び方法の特例の決定</li> <li>3 第六条ただし書の規定による使用料の全部又は一部の還付</li> </ol>	

別表第四水産振興課の項部長の欄第七号の5中「第百二十五条の六第一項」を「第百八条第四項」に改め、同欄第八号中「第十五条第三項及び第十八条の五第四項」を「第十一条第四項及び第二十一条第三項」に改め、同項課長の欄第二号中「（1から3まで及び7については、徳島県南部総合県民局の所管区域内におけるものを除く。）」を削り、同欄

第三号中「(徳島県南部総合県民局の所管区域内におけるものを除く。)」を削り、同欄第七号の2中「(徳島県南部総合県民局の所管区域内を地区とする組合に係るものを除く。)」を削り、同欄第八号中「第八十条第四項及び第二百五条の六第二項」を「第八十条第五項」に改め、同欄第十一号中「(徳島県南部総合県民局の所管区域内におけるものを除く。)」を削り、同欄に次の二号を加える。

十二 山村振興法第十七条の規定による農林漁業の経営改善又は振興のための計画(漁業に係るものに限る。)の認定

十三 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第二十一条の規定による農林漁業の経営改善又は振興のための計画(漁業に係るものに限る。)の認定

別表第四漁業管理調整課の項部長の欄第三号の4中「第三十二条第一項の規定による採捕の許可、同条第五項」を「第三十二条第五項」に改め、同号中6を削り、7を6とし、8を7とし、同欄第四号中「第七条第一項」を「第十条第一項」に、「及び同条第三項」を「同条第三項の規定による特定第一種第二号水産動植物採捕事業者に対する勧告及び同条第四項」に改め、同欄第五号並びに第六号の1及び4中「(徳島県南部総合県民局の所管区域内におけるものを除く。)」を削り、同項課長の欄第五号中2を4とし、1を3とし、同3の前に次のように加える。

1 第三十二条第一項の規定による採捕の許可

2 第四十一条第一項の規定による岩礁破碎等の許可

別表第四漁業管理調整課の項課長の欄第六号中「第十二条第一項」を「第三十二条第一項」に改め、同欄第七号中「(徳島県南部総合県民局の所管区域内におけるものを除く。)」を削り、同号中3を7とし、2を6とし、1の次に次のように加える。

2 第七条第一項の規定による氏名等の変更の届出の受理

3 第八条の規定による業務規程の変更の届出の受理

4 第九条の規定による遊漁船業者登録簿の閲覧の実施

5 第十条第一項の規定による廃業等の届出の受理

別表第四漁業管理調整課の項課長の欄第八号中「(1から7までにあつては、徳島県南部総合県民局の所管区域内におけるものを除く。)」を削り、同号の17を次のように改める。

17 第五十条第一項から第三項までの規定による職員による立入検査

別表第四漁業管理調整課の項課長の欄第十号中「(徳島県南部総合県民局の所管区域内におけるものを除く。)」を削り、同表農山漁村振興課の項を次のように改める。

農山漁村振興課	一 請負対象額が一件二億円以上の 工事の施行 二 請負対象額が一件二億円以上の 工事の請負契約の締結 三 国、西日本高速道路株式会社又は 四国旅客鉄道株式会社に対する 県営土地改良事業に係る工事の委託で、その対象額が一件二億円以	一 土地改良法に関する次のこと。 1 第八条第六項(第四十八条第九項、第五十二条の二第四項(第五十三条の四第二項において準用する場合を含む。))、第八十四条及び第九十五条第三項において準用する場合を含む。)の規定による土地改良区等の設
---------	--	--

上の委託契約の締結

四 工事の施行に必要な一件二億円以上の土地等の取得又は使用及び一件二億円以上の損失補償に係る契約の締結

五 徳島県土地改良財産の管理及び処分に関する条例（昭和五十八年徳島県条例第十八号）に関する次のこと。

1 第七条の規定による土地改良財産の譲与（一件の評価額が二億円以上のものに限る。）

2 第八条の規定による土地改良財産の交換（一件の評価額が二億円以上のものに限る。）

六 土地改良法に関する次のこと。

1 第二十九条の四第一項（第八十四条において準用する場合を含む。）の規定による土地改良区等の仮理事の選任及び役員選挙のための総会の招集

2 第五十六条第三項（第八十四条において準用する場合を含む。）の規定による第五十六条第二項の協議不能の場合の裁定

3 第五十七条の九第一項（第五十七条の十において準用する場合を含む。）の規定による土地改良区が行う情報通信環境整備事業の認可等

4 第五十七条の十一第一項（第五十七条の十三において準用する場合を含む。）の規定による土地改良区が行う連携管理保全事業の認可等

5 第八十六条第一項の規定による県営土地改良事業の適否の決定及びその通知並びに同条第二項の規定による予定管理者との協議

立認可申請を相当とする旨の決定をした旨の公告等

2 第十条第三項（第八十四条において準用する場合を含む。）の規定による土地改良区等が成立した旨の公告

3 第十八条第十九項（第六十八条第四項及び第八十四条において準用する場合を含む。）の規定による土地改良区等の役員就任等の公告

4 第三十条第三項（第八十四条において準用する場合を含む。）の規定による定款の変更を認可した旨の公告

5 第四十八条第十一項（第八十四条及び第九十五条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定による土地改良事業計画の変更等を認可した旨の公告

6 第五十四条第四項（第八十四条、第八十九条の二第十項、第九十六条及び第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定による換地処分があつた旨の公告

7 第五十七条の二第四項（第八十四条及び第九十六条において準用する場合を含む。）の規定による管理規程を認可した旨の公告

8 第五十七条の十二第二項（第五十七条の十三において準用する場合を含む。）の規定による土地改良区が行う連携管理保全事業の認可等をした旨の公告

9 第六十七条第三項（第八十四条において準用する場合を含む。）の規定による土地改良区等が解散した旨の公告

- 6 第八十七条第一項の規定による県営土地改良事業計画の策定及び同条第八項（第八十七条の四第四項、第八十八条第六項、第十三項、第十八項及び第十九項並びに第八十九条の二第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による審査請求に対する裁決
- 7 第八十七条の二第一項の規定による土地改良事業計画の策定、同条第二項の規定による予定管理方法等の策定及び同条第六項の規定による関係市町村長等との協議
- 8 第八十七条の三第一項の規定による土地改良事業計画の策定、同条第五項の規定による手続の省略の決定及び同条第六項の規定による関係市町村長との協議等
- 9 第八十七条の四第一項の規定による緊急防災等工事計画の策定及び同条第二項の規定による関係市町村長等との協議
- 10 第八十七条の五第一項の規定による応急工事計画の策定
- 11 第八十八条第四項の規定による関係市町村長との協議及び同条第二十項の規定による手続の省略の決定
- 12 第八十八条の二の規定による県営土地改良事業の廃止
- 13 第八十九条の二第一項の規定による換地計画の策定及び同条第九項の規定による権利を有する者への通知
- 14 第九十一条第二項の規定による県営土地改良事業に要する費
- 10 第七十二条第三項の規定による土地改良区の合併の認可に伴う公告
- 11 第七十六条の五第三項（第七十六条の十六において準用する場合を含む。）の規定による組織変更の認可をした旨の公告
- 12 第八十三条の二第四項の規定による土地改良区連合の解散等の公告
- 13 第八十七条第五項（第八十七条の二第十項、第八十七条の三第七項、第八十七条の四第四項、第八十八条第六項、第十三項、第十八項及び第十九項並びに第八十九条の二第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による県営土地改良事業計画を定めた旨の公告
- 14 第八十七条の二第三項の規定による土地改良事業の計画の概要等の公告
- 15 第八十八条第一項の規定による変更後の土地改良事業の計画の概要等の公告
- 16 第九十五条第四項の規定による農業協同組合等の行う土地改良事業を認可した旨の公告
- 17 第九十八条第十項の規定による交換分合計画を認可した旨の公告
- 18 第九十九条第五項（第八十四条、第百条第二項及び第百条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による交換分合計画の認可申請があつた旨の公告及び第九十九条第十二項（第八十四条、第百条第二項及び第百条の二第二項において準用

用のうち同条第一項の分担金に相当する部分の費用を市町村に負担させることの決定及び同条第六項の規定による県営土地改良事業に要する費用の一部を市町村に負担させることの決定

する場合を含む。)の規定による交換分合計画を認可した旨の公告

19 第百十三条の三第二項の規定による土地改良事業の工事の完了に係る届出があつた旨の公告及び同条第三項の規定による県営土地改良事業の工事を完了した旨の公告

16 第九十三条の二第一項の規定による管理規程の策定

20 第百十八条第三項の規定による通知に代わる公告

17 第九十三条の三において準用する第五十七条の三の規定による予定外廃水の排除等のための措置

二 土地改良法施行令に関する次のこと。

1 第六十条の規定による受託に係る土地改良財産が滅失し、又は損傷した場合の報告

18 第二百一十一条第二項の規定による収用委員会への裁決の申請

2 第六十四条の規定による受託に係る土地改良財産の管理状況の報告

19 第百三十四条第一項(第八十条において準用する場合を含む。)の規定による違反行為に対する措置命令、第百三十四条第二項(第八十四条において準用する場合を含む。)の規定による土地改良区の役員の一部又は一部の改選命令及び第百三十四条第三項(第八十四条において準用する場合を含む。)の規定による役員の解任

3 第六十五条の規定による管理受託者からの管理状況に関する報告の徴収

4 第六十六条の規定による当該職員による委託に係る土地改良財産の管理状況の实地監査

三 県営土地改良事業分担金等徴収条例に関する次のこと。

1 第六条第三項(第九条において準用する場合を含む。)の規定による延滞金の徴収の免除の決定

20 第百三十五条第一項第三号(第八十四条において準用する場合を含む。)の規定による土地改良区等の解散命令

2 第七条の規定による分担金の減免の決定

七 土地改良法施行令(昭和二十四年政令第二百九十五号)に関する次のこと。

3 第八条第一項及び第二項の規定による県営土地改良事業の指定及び年度の指定並びに同条第四項の規定による特別徴収金の免除の決定

1 第五十九条第一項の規定による

四 国土調査法に関する次のこと。

1 第四条第四項の規定による国

- る受託に係る土地改良財産を他の目的に使用し、若しくは収益することの決定又は委託に係る土地改良財産を他の目的に使用し、若しくは収益することの承認
- 2 第六十一条の規定による受託に係る土地改良財産の改築等の決定又は委託に係る土地改良財産の改築等の承認
- 八 県営土地改良事業分担金等徴収条例（昭和二十七年徳島県条例第二十一号）第三条第一項の規定による分担金の総額の決定
- 九 農用地開発事業に係る基本計画の樹立の可否の認定
- 十 国営土地改良事業負担金徴収条例（昭和四十五年徳島県条例第二十五号）第四条の二第三項の規定による延滞金の免除
- 十一 国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）に関する次のこと。
  - 1 第六条の三第一項の規定による都道府県計画の策定及び国土交通大臣に対する報告、同条第二項の規定による関係市町村等との協議及び事業計画の策定、同条第三項の規定による国土交通大臣との協議並びに同条第五項の規定による事業計画の公表及び関係市町村等に対する通知
  - 2 第六条の四第二項の規定による計画及び作業規程の作成並びに国土交通大臣に対する届出
  - 3 第七条の規定による国土調査の実施の公示
  - 4 第十五条の規定による審議会等に対する調査審議の要請
  - 5 第十八条の規定による国土交

- の機関に対する意見の陳述
- 2 第五条第一項の規定による計画及び作業規程の作成並びに国土交通大臣に対する届出、同条第二項の規定による計画の作成及び国土交通大臣に対する届出、同条第三項の規定による作業規程の作成及び国土交通大臣に対する届出並びに同条第四項の規定による国土交通大臣の勧告又は助言に対する同意
  - 3 第六条第三項の規定による国土調査としての指定等、同条第四項の規定による国土交通大臣等の意見の聴取及び同条第五項の規定による国土調査の指定の公表
  - 4 第六条の二第二項の規定による協議に対する回答
  - 5 第八条第四項の規定による国土調査を併せ行うことの勧告
  - 6 第十条の規定による国土調査の実施の委託又は受託
  - 7 第二十二条第二項の規定による国土調査を実施する者からの報告の徴収等
  - 8 第二十二条の二第二項の規定による測量業を営む者からの報告の徴収

<p>通大臣又は事業所管大臣に対する地図等の送付</p> <p>6 第十九条第一項の規定による成果の認証の請求、同条第二項の規定による成果の認証、同条第三項の規定による国土交通大臣等の承認申請及び同条第四項の規定による成果を認証した旨の公告</p> <p>7 第二十条第一項及び第二十一条第一項の規定による成果の写しの送付</p>	
<p>中山間地域振興室</p> <p>十二 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成六年法律第四十六号）に関する次のこと。</p> <p>1 第四条第一項の規定による基本方針の策定、同条第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による基本方針の公表及び農林水産大臣への報告並びに同条第五項の規定による基本方針の変更</p> <p>2 第五条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による市町村計画の報告の受理</p> <p>3 第三十二条の規定による農林漁業体験民宿業団体の指定</p> <p>4 第三十四条の規定による改善命令</p> <p>5 第三十五条の規定による指定の取消し</p> <p>十三 農業の有する多面的機能の發揮の促進に関する法律（平成二十六年法律第七十八号）第五条第一項の規定による基本方針の策定及び同条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定</p>	<p>五 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律第三十六条第一項の規定による報告の徴収及び職員による立入検査</p> <p>六 農業の有する多面的機能の發揮の促進に関する法律第五条第四項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による基本方針の公表、関係市町村への通知及び農林水産大臣への報告</p>

<p>による農林水産大臣に対する協議</p> <p>十四 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第七十二号）に関する次のこと。</p> <p>1 第四条第八項の規定による基盤整備計画に係る同意</p> <p>2 第八条第六項の規定による所有権移転等促進計画の承認</p> <p>十五 中山間地域等直接支払制度に係る県特認基準の決定</p> <p>十六 中山間地域等直接支払関係事業に係る中山間地域等直接支払交付金の交付に関する事務の処理</p>	

別表第四生産基盤課の項部長の欄第六号の3中「徳島県南部総合県民局」を「徳島県阿南農林事務所及び徳島県美波農林事務所」に改め、同欄第十号及び第十五号中「徳島県南部総合県民局」を「徳島県阿南農林事務所及び徳島県美波農林事務所」に改め、同項課長の欄第一号中「徳島県南部総合県民局」を「徳島県美波農林事務所」に改め、同欄第十一号、第十四号及び第十七号中「徳島県南部総合県民局」を「徳島県阿南農林事務所及び徳島県美波農林事務所」に改め、同表森林土木・保全課の項課長の欄第八号の6中「徳島県東部農林水産局長又は総合県民局」を「徳島県農林事務所」に改め、同表都市計画課の項課長の欄第八号中「（駐車場を除く。）」を削り、同表住宅課の項課長の欄第十七号の2中「第四条の五第二項」を「第四条の五」に改め、同表営繕課の項部長の欄第三号を削り、同表港湾政策課の項課長の欄第九号中5を7とし、4を6とし、3の次に次のように加える。

4 第八条の規定による占用料等の徴収

5 第十条の規定による占用料等の減免

別表第四港湾政策課の項課長の欄第九号に次のように加える。

8 第十五条ただし書の規定による占用料等の還付

別表第四の四を次のように改める。

**別表第四の四** 担当部長の個別専決事項（第七条の三関係）

<p>広域行政担当 部長</p>	<p>一 別表第四市町村課の項部長の欄、市町村課の地域創生室の項部長の欄及び統計課の項部長の欄に掲げる事項</p>
<p>交流拠点整備 担当部長</p>	<p>一 別表第四交流拠点戦略課の施設活用推進室の項部長の欄に掲げる事項</p>
<p>交通・生活安</p>	<p>一 別表第四消費者政策課の項部長の欄及び安全衛生課の項部長の欄に掲げる事項</p>

全担当部長	欄に掲げる事項
医療健康担当部長	一 別表第四医療政策課の項部長の欄、医療政策課の救急・災害医療対策室の項部長の欄、健康寿命推進課の項部長の欄、健康寿命推進課の国保運営室の項部長の欄及び感染症対策課の項部長の欄に掲げる事項
次世代農業担当部長	一 別表第四農林水産政策課の農地政策室の項部長の欄、生産流通課の項部長の欄、生産流通課の販売・物流支援室の項部長の欄、鳥獣対策課の項部長の欄及び畜産振興課の項部長の欄に掲げる事項
県土強靱化担当部長	一 別表第四用地対策課の項部長の欄、道路整備課の項部長の欄、住宅課の項部長の欄、河川政策課の項部長の欄、河川整備課の項部長の欄、砂防防災課の項部長の欄及び水環境整備課の項部長の欄に掲げる事項

別表第四の五知事戦略局長の欄第二号の2中「プロジェクト統括監、政策統括監」を「知事戦略局交流拠点整備担当部長、プロジェクト統括監」に、「統括監等」を「担当部長等」に改め、同号の3中「統括監等」を「担当部長等」に改め、同欄第三号から第七号まで及び第九号中「統括監等」を「担当部長等」に改め、同表秘書室長の欄第二号の3中「統括監等」を「担当部長等」に改める。

別表第五知事の権限に属する事項の表会計課の項会計管理者の欄第四号中「第二十五号」を「第二十六号」に改め、同表会計管理者の権限に属する事項の表出納局長の欄第四号の1中「収入及び」を削り、同表会計課長の欄第四号の2中「収入及び支出の審査（」を「収入の確認（会計管理者が必要と認めるもの（重要又は異例に属するものを除く。）に限る。）及び支出の審査（会計管理者が必要と認めるもの（重要又は異例に属するものを除く。）並びに」に改める。

別表第五の二第二号中「第十八条第三項及び第五十二条第二項」を「第十五条第三項及び第二十八条第三項」に改める。

別表第六を削る。

別表第六の二中「センター等」を「出先機関」に改め、同表を別表第六とする。

別表第六の四及び別表第七を削る。

別表第六の三中「センター等」を「出先機関」に改め、同表徳島県自治研修センター所長の項の次に次のように加える。

徳島県税局長

一 地方税法に関する次のこと。

1 第七十一条の二十五の規定による利子割の清算

2 第七十二条の百十四の規定による地方消費税の清算

別表第六の三徳島県立保健製薬環境センター所長の項の次に次のように加える。

徳島県南部環境保全室長及び徳島県西部環境保全室長

一 自然公園法に関する次のこと。

- 1 第十七条第一項の規定による報告の徴収又は当該職員による立入検査若しくは質問
- 2 第二十四条第一項の規定による国定公園の利用調整地区の区域内への立入りの認定、同条第四項の規定による立入認定証の交付、同条第五項の規定による立入認定証の再交付及び同条第七項の規定による認定
- 3 第二十七条第二項の規定による事業計画及び収支予算の認可
- 4 第三十条第一項の規定による報告の徴収又は当該職員による立入検査若しくは質問
- 5 第三十三条第一項の規定による普通地域内における行為の届出の受理、同条第二項の規定による国定公園の普通地域内における行為の禁止若しくは制限又は措置命令並びに同条第四項前段の規定による期間の延長及び同項後段の規定による届出者への通知

- 6 第三十五条第一項の規定による報告の徴収及び同条第二項の規定による当該職員による立入検査又は調査
- 7 第六十二条第一項の規定による当該職員による土地への立入り、標識の設置、測量又は障害物の伐採若しくは除去及び同条第二項の規定による土地所有者等への通知

二 大気汚染防止法に関する次のこと（廃棄物焼却炉に係るものを除く。）。

- 1 第二十六条第一項の規定による報告の徴収及び職員による立入検査
- 2 第二十七条第三項の規定による行政機関の長に対する措置の要請及び同条第五項の規定による行政機関の長との協議

3 騒音規制法第二十二条の規定による関係行政機関の協力

四 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に関する次のこと。

- 1 第十二条第三項前段の規定による産業廃棄物の保管を行おうとする旨の届出の受理及び同項後段の規定によるその届け出た事項を変更する旨の届出の受理並びに同条第四項の規定による産業廃棄物の保管を行った旨の届出の受理
- 2 第十二条の二第三項前段の規定による特別管理産業廃棄物の保管を行おうとする旨の届出の受理及び同項後段の規定によるその届け出た事項を変更する旨の届出の受理並びに同条第四項の規定による特別管理産業廃棄物の保管を行った旨の届出の受理

3 第十二条の六第一項の規定による産業廃棄物の適正な処理に関し必要な措置を講ずべき旨の勧告

4 第十五条の十八第一項の規定による指定区域台帳の調製

5 第十五条の十九第一項から第三項までの規定による届出の受理及び同条第四項の規定による計画の変更命令

6 第十七条の二第一項の規定による届出の受理

7 第二十一条の二第一項の規定による届出の受理

- 8 第二十三条の三第一項及び第二項の規定による意見聴取
- 9 第二十三条の五の規定による照会又は協力の要請
- 五 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に関する次のこと（焼却施設及び最終処分場に係るものを除く。）。
  - 1 第八条の二第五項（第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による使用前検査
  - 2 第九条第三項（第九条の三第十一項及び第十五条の二の六第三項において準用する場合を含む。）及び同条第六項（第十五条の二の六第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理
  - 3 第九条の三第八項の規定による一般廃棄物処理施設の変更の届出の受理
  - 4 第九条の七第二項（第十五条の四において準用する場合を含む。）の規定による一般廃棄物処理施設の相続の届出の受理
  - 5 第十五条の二第五項の規定による使用前検査
  - 6 第十五条の二の五第一項の規定による産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類等の届出の受理
- 六 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に関する次のこと（収集又は運搬の事業に係るものにあつては、県内業者に係るものに限る。）。
  - 1 第十四条第一項の規定による産業廃棄物収集運搬業の許可
  - 2 第十四条の二第一項の規定による産業廃棄物収集運搬業の事業範囲の変更の許可及び同条第三項において準用する第七条の二第三項及び第四項の規定による届出の受理
  - 3 第十四条の四第一項の規定による特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可
  - 4 第十四条の五第一項の規定による特別管理産業廃棄物収集運搬業の事業範囲の変更の許可及び同条第三項において準用する第七条の二第三項及び第四項の規定による届出の受理
- 七 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に関する次のこと。
  - 1 第十八条の規定による廃棄物再生事業者の登録
  - 2 第十九条の規定による登録証明書の交付
  - 3 第二十条の規定による廃棄物再生事業者の登録事項の変更の届出の受理
  - 4 第二十一条の規定による廃棄物再生事業者の事業場の休廃止等の届出の受理
  - 5 第二十二条の規定による廃棄物再生事業者の登録の取消し
- 八 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則に関する次のこと。
  - 1 第八条の二の六（第八条の十三の六において準用する場合を含む。）の規定による産業廃棄物の保管の廃止の届出の受理
  - 2 第八条の二十九の規定による管理票交付者による報告書の受理
  - 3 第九条第二号の規定による産業廃棄物の再生利用のための収集又は運搬を業として行う者の指定
- 九 水質汚濁防止法に関する次のこと。
  - 1 第二十二条第一項の規定による報告の徴収及び職員による立入検査並びに同条第二項の規定による報告の徴収



入検査等

- 十六 使用済自動車の再資源化等に関する法律に関する次のこと。
- 1 第十九条の規定による指導及び助言
  - 2 第二十条第一項及び第二項の規定による勧告
  - 3 第四十二条の規定による引取業の登録
  - 4 第四十六条の規定による引取業の変更の届出の受理
  - 5 第四十八条の規定による引取業の廃業の届出の受理
  - 6 第五十三条の規定によるフロン類回収業の登録
  - 7 第五十七条の規定によるフロン類回収業の変更の届出の受理
  - 8 第五十九条の規定によるフロン類回収業の廃業等の届出の受理
  - 9 第六十条の規定による解体業の許可
  - 10 第六十三条の規定による解体業の変更の届出の受理
  - 11 第六十四条（第七十二条において準用する場合を含む。）の規定による解体業等の廃業等の届出の受理
  - 12 第七十一条の規定による破砕業の変更の届出の受理
  - 13 第九十条第一項の規定による勧告
  - 14 第二百二十五条の規定による許可等に関する意見聴取
  - 15 第二百二十七条の規定による関係行政機関への照会等
  - 16 第三百十条の規定による報告の徴収
  - 17 第三百十一条の規定による立入検査
  - 17 徳島県立自然公園条例第五十一条第一項の規定による当該職員による土地への立入り、標識の設置、測量又は障害物の伐採若しくは除去及び同条第二項の規定による土地所有者等への通知
  - 18 徳島県浄化槽保守点検業者登録条例に関する次のこと。
    - 1 第三条第一項の規定による登録及び同条第三項の規定による更新の登録
    - 2 第七条第一項の規定による変更の登録
    - 3 第八条第一項の規定による変更の届出の受理
    - 4 第九条の規定による廃業等の届出の受理
    - 5 第十条第一項の規定による登録の抹消
    - 6 第十四条第一項の規定による登録の取消し等
    - 7 第十五条第一項の規定による報告の徴収、同条第二項の規定による立入検査及び同条第三項に規定する証明書の発行
  - 19 徳島県生活環境保全条例に関する次のこと。
    - 1 第四百十二条の規定による報告の徴収
    - 2 第四百十三条第一項の規定による職員による立入検査
    - 3 第四百十条の規定による勧告

別表第六の三中徳島県障がい者相談支援センター所長の項を削り、徳島県精神保健福祉センター所長の項の次に次のように加える。

徳島県障がい者相談支援センター所長

- 一 徳島県心身障害者扶養共済制度条例（昭和四十五年徳島県条例第十五号）に関する

る次のこと。

- 1 第五条第一項の規定による加入の承認
  - 2 第五条の三第二項の規定による口数追加の承認
  - 3 第六条の二第二項の規定による掛金の額の減額の決定
  - 4 第七条第一項の規定による年金の支給の決定
  - 5 第八条第五項の規定による年金管理者の変更及び同条第六項の規定による年金管理者の指定
  - 6 第九条の規定による年金の支給停止
  - 7 第十条の規定による年金給付の支払の一時差止め
  - 8 第十三条第一項本文の規定による弔慰金の支給の決定
  - 9 第十三条の二の規定による脱退一時金の支給の決定
  - 10 第十四条の規定による年金等の全部又は一部を支給しないことの決定
  - 11 第十五条の規定による年金等の返還命令
  - 12 第十七条第一項から第四項までの規定による届出の受理
- 二 徳島県心身障害者扶養共済制度条例施行規則（昭和四十五年徳島県規則第十五号）第十三条の規定による申込書等の様式の決定

#### 徳島県保健所の長

- 一 食品衛生法に関する次のこと。
  - 1 第六十条第一項及び第六十一条（これらの規定を第六十八条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）の規定による営業の許可の取消し又は営業の禁止若しくは停止
  - 2 第六十四条（第六十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による食中毒患者の死体の解剖
  - 二 大麻草の栽培の規制に関する法律第二十二条の三第一項の規定による麻葉取締員その他の職員による立入検査又は大麻、大麻草の種子若しくは麻葉の収去
  - 三 旅館業法（昭和二十三年法律第三百三十八号）第八条の規定による旅館業の許可の取消し又は旅館業の停止命令
  - 四 化製場等に関する法律（昭和二十三年法律第四百十号）に関する次のこと。
    - 1 第三条第一項（第八条において準用する場合を含む。）の規定による化製場等の設置の許可
    - 2 第七条（第八条及び第九条第五項において準用する場合を含む。）の規定による化製場等の設置の許可の取消し又は使用の制限若しくは禁止の命令
  - 五 狂犬病予防法に関する次のこと（徳島県徳島保健所長及び徳島県吉野川保健所長を除く。）。
    - 1 第十条の規定による係留等の命令
    - 2 第十五条の規定による犬又はその死体の移動、移入又は移出の禁止又は制限
    - 3 第十六条の規定による交通遮断又は制限
    - 4 第十七条の規定による集合施設の禁止命令
- 六 毒物及び劇物取締法に関する次のこと。
  - 1 第十五条の三の規定による販売業者に対する廃棄物の回収等の命令

- 2 第十八条第一項（第二十二條第四項及び第五項において準用する場合を含む。）の規定による販売業者からの報告の徴収又は毒物劇物取締監視員による立入検査若しくは毒物等の収去命令
- 3 第十九条第一項の規定による販売業者に対する設備基準の適合に必要な措置命令、同条第二項の規定による販売業の登録の取消し、同条第三項（第二十二條第四項において準用する場合を含む。）の規定による販売業の毒物劇物取扱責任者の変更命令及び第十九條第四項の規定による販売業の登録若しくは許可の取消し又は業務の停止命令
- 七 覚醒剤取締法に関する次のこと。
  - 1 第三十一條の規定による覚醒剤製造業者等からの報告の徴収
  - 2 第三十二條第一項及び第二項の規定による当該職員による立入検査、覚醒剤等の収去命令又は質問
- 八 麻薬及び向精神薬取締法第五十條の三十八第一項の規定による麻薬取扱者等からの報告の徴収又は麻薬取締員その他の職員による立入検査、質問若しくは麻薬等の収去命令
- 九 あへん法第四十四條第二項の規定によるけし栽培者等からの報告の徴収又は薬事監視員による立入検査、質問若しくはあへん等の収去命令
- 十 水道法第三十九條第一項の規定による水道事業者等からの報告の徴収又は当該職員による立入検査
- 十一 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に関する次のこと。
  - 1 第六十九條第一項から第四項まで及び第六項の規定による報告の徴収又は当該職員による立入検査等
  - 2 第七十條第一項の規定による医薬品等の廃棄等の命令及び同条第三項の規定による当該職員による必要な処分
  - 3 第七十二條第四項及び第五項の規定による構造設備の改善命令又は施設の使用の禁止（配置販売業、卸売販売業及び再生医療等製品の販売業に係るものを除く。）。
  - 4 第七十二條の二第一項及び第三項の規定による業務体制の整備命令
  - 5 第七十二條の二の二の規定による措置命令（配置販売業、卸売販売業及び再生医療等製品の販売業に係るものを除く。）
  - 6 第七十二條の三の規定による報告又は報告内容の是正の命令
  - 7 第七十二條の四の規定による措置命令（配置販売業、卸売販売業及び再生医療等製品の販売業に係るものを除く。）
  - 8 第七十二條の五第一項の規定による措置命令及び同条第二項の規定による措置の要請
  - 9 第七十三條の規定による薬局の管理者等の変更命令（配置販売業、卸売販売業及び再生医療等製品の販売業に係るものを除く。）
  - 10 第七十五條第一項の規定による許可の取消し又は業務の停止命令並びに同条第四項及び第五項の規定による認定の取消し（配置販売業、卸売販売業及び再生医

- 療等製品の販売業に係るものを除く。)
- 11 第七十六条の八第一項の規定による報告の徴収又は当該職員による立入検査、質問若しくは指定薬物等の収去
- 12 水質汚濁防止法第二十二条第一項の規定による報告の徴収及び職員による立入検査並びに同条第二項の規定による報告の徴収（徳島県徳島保健所長及び徳島県吉野川保健所長に限る。）
- 13 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に関する次のこと（徳島県徳島保健所長及び徳島県吉野川保健所長に限る。）。
  - 1 第十八条第一項（第十七条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定による報告の徴収
  - 2 第十九条第一項（第十七条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定による職員による立入検査及び第十九条第三項（第十七条の二第三項において準用する場合を含む。）に規定する証明書の発行
  - 14 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律第七条第一項の規定による報告の徴収及び職員による立入検査等
  - 15 浄化槽法に関する次のこと（徳島県徳島保健所長及び徳島県吉野川保健所長に限る。）。
    - 1 第五条第二項の規定による勧告
    - 2 第七条の二第一項の規定による指導等、同条第二項の規定による勧告及び同条第三項の規定による勧告に係る措置命令
    - 3 第十二条第一項の規定による助言等及び同条第二項の規定による改善措置等の命令
    - 4 第十二条の二第一項の規定による指導等、同条第二項の規定による勧告及び同条第三項の規定による勧告に係る措置命令
    - 5 第五十三条第一項の規定による報告の徴収、同条第二項の規定による立入検査及び同条第三項の規定による証明書の発行
    - 6 附則第十一条第一項の規定による助言又は指導、同条第二項の規定による勧告及び同条第三項の規定による措置命令
  - 16 難病の患者に対する医療等に関する法律に関する次のこと。
    - 1 第七条第四項の規定による医療受給者証の交付
    - 2 第十条第二項の規定による支給認定の変更の認定（保健福祉部健康寿命推進課長の専決に係るものを除く。）及び同条第三項の規定による医療受給者証の返還
    - 3 第十九条の規定による指定医療機関の名称等の変更の届出の受理
    - 4 第二十一条第一項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示の命令、指定医療機関の開設者等に対する出頭要求又は当該職員による質問若しくは検査
    - 17 難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則に関する次のこと。
      - 1 第十三条第一項の規定による指定難病の患者の氏名等の変更の届出の受理
      - 2 第十九条の規定による指定医の氏名等の変更の届出の受理
      - 3 第二十六条の規定による医療受給者証の再交付
      - 4 第四十三条の規定による業務の休止等の届出の受理

5 第四十四条の規定による指定の辞退の申出の受理

十八 住宅宿泊事業法に関する次のこと（2から4までに掲げる事項にあつては、観光スポーツ文化部長の専決に係るものを除く。）。

1 第八条第一項の規定による宿泊者名簿の提出の要求

2 第十五条の規定による業務改善命令

3 第十六条第一項の規定による住宅宿泊事業の停止命令、同条第二項の規定による住宅宿泊事業の廃止命令及び同条第三項の規定による理由の通知

4 第十七条第一項の規定による住宅宿泊事業者からの必要な報告の徴収又は当該職員による立入検査若しくは関係者に対する質問

十九 徳島県浄化槽保守点検業者登録条例第十五条第三項に規定する証明書の発行（徳島県徳島保健所長及び徳島県吉野川保健所長に限る。）

二十 徳島県生活環境保全条例に関する次のこと（徳島県徳島保健所長及び徳島県吉野川保健所長に限る。）。

1 第四百四十二条の規定による報告の徴収

2 第四百四十三条第一項の規定による職員による立入検査

二十一 次に掲げる事業の医療費の支給等に関する事務の処理

1 徳島県肝炎治療特別促進事業

2 徳島県肝炎陽性者フォローアップ事業

3 徳島県肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業

徳島県福祉事務所の長

一 児童福祉法第二十九条の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員による立入調査

二 母子及び父子並びに寡婦福祉法に関する次のこと。

1 第十三条第一項の規定による母子福祉資金貸付金の貸付けの決定

2 第十四条（第三十一条の六第四項及び第三十二条第四項において準用する場合を含む。）の規定による母子・父子福祉団体に対する貸付けの決定

3 第三十一条の六第一項の規定による父子福祉資金貸付金の貸付けの決定

4 第三十二条第一項の規定による寡婦福祉資金貸付金の貸付けの決定

三 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令に関する次のこと。

1 第十一条（第三十一条の七及び第三十八条において準用する場合を含む。）の規定による母子修学資金等の貸付金の交付の停止等の決定

2 第十二条（第三十一条の七及び第三十八条において準用する場合を含む。）の規定による母子修学資金等の貸付けの停止の決定

3 第十三条（第三十一条の七及び第三十八条において準用する場合を含む。）の規定による母子福祉資金貸付金等の貸付けの停止の決定

四 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則（昭和四十年徳島県規則第一号）に関する次のこと。

1 第五条第三項（第十六条及び第十八条において準用する場合を含む。）の規定による母子福祉資金貸付金等の貸付けの決定の取消し

2 第十一条第二項（第十六条及び第十八条において準用する場合を含む。）の規

定による母子福祉資金貸付金等の貸付けの停止等の決定

徳島県東京本部長、徳島県東海本部長及び徳島県関西本部長

- 一 災害対策基本法施行令第三十三条第一項及び第二項の規定による緊急通行車両の確認並びに同条第三項の規定による標章等の交付

別表第六の三徳島県立農林水産総合技術支援センター所長の項第七号中1を削り、2を1とし、3を2とし、同項の次に次のように加える。

徳島県農林事務所の長

- 一 森林病虫害等防除法第六条第一項の規定による当該職員又は森林害虫防除員による森林病虫害等の駆除等のための立入検査又は枝条等の収去

- 二 国有財産法に関する次のこと（漁港区域及び漁港海岸区域に係るものに限る。）  
（徳島県美波農林事務所長に限る。）。

- 1 第八条第一項の規定による国有財産の引継ぎ

- 2 第三十一条の二第二項の規定による他人が占有する土地への立入り

- 3 第三十一条の三第一項の規定による境界決定のための協議

- 4 第三十一条の四第一項の規定による境界確定のための調査及び同条第二項の規定による境界の決定

- 三 漁港及び漁場の整備等に関する法律に関する次のこと（徳島県美波農林事務所長に限る。）。

- 1 第四十四条第一項の規定による漁港施設の貸付け

- 2 第六十六条第一項の規定による漁港施設とみなされる施設の指定並びに同条第二項の規定による報告及び当該施設の所有者又は占有者への通知

- 四 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第八条第一項の規定に基づき市町村が行う災害復旧事業の監督（水産関係公共土木施設に係るものを除く。）

- 五 森林法に関する次のこと。

- 1 第二十七条第一項の規定による保安林の指定又は指定の解除の申請

- 2 第三十一条の規定による保安林予定森林における立木竹の伐採又は土石の採掘等の禁止

- 3 第八十八条第二項の規定による当該職員による立入測量若しくは実地調査、標識の建設又は立木竹の伐採

- 六 海岸法に関する次のこと（漁港海岸に係るものにあつては徳島県美波農林事務所長に限り、農地海岸に係るものにあつては徳島県徳島農林事務所長、徳島県阿南農林事務所長及び徳島県美波農林事務所長に限る。）。

- 1 第七条第一項の規定による海岸保全区域の占用の許可

- 2 第八条第一項の規定による海岸保全区域内における行為の許可

- 3 第十二条第一項から第三項までの規定による監督処分、同条第四項の規定による必要な措置の執行、同条第五項の規定による他の施設等の保管、同条第六項の規定による公示（海岸法施行令第三条の四第一項第一号に規定する掲示に係るものに限る。）、第十二条第七項の規定による他の施設等の売却及び売却代金の保管並びに同条第八項の規定による施設等の廃棄の決定

- 4 第十三条第一項の規定による海岸管理者以外の者が施行する工事の設計等の承

認

5 第十四条の三第一項の規定による海岸管理者以外の海岸保全施設の管理者が定める操作規程の承認

6 第十六条第一項の規定による工事原因者に対する工事の施行命令

7 第十七条第一項の規定による附帯工事の施行の決定

8 第十八条第一項の規定による土地等への立入り又は土地の一時使用

9 第二十条第一項の規定による職務の執行に關して必要な報告若しくは資料の提出の要求又は当該命じた者による立入検査

10 第二十一条第一項及び第二項の規定による海岸保全施設の改良等の命令

11 第二十一条の二第一項から第三項までの規定による操作規程の策定等の勧告及び同条第四項の規定による当該勧告に従わなかつた旨の公表

12 第二十一条の三第一項及び第二項の規定による海岸保全施設の管理につき必要な措置命令

13 第二十三条第一項及び第二項の規定による災害時における緊急措置

七 地すべり等防止法に關する次のこと。

1 第八条の規定による標識の設置

2 第十一条第一項の規定による地すべり防止工事に關する設計及び実施計画の承認

3 第十三条の規定による兼用工作物の工事の施行又は地すべり防止施設の維持及びこれらの命令

4 第十四条第一項の規定による工事原因者に対する工事の施行命令

5 第十五条第一項の規定による附帯工事の施行の決定

6 第十六条第一項の規定による他人の土地への立入り又は土地の一時使用

7 第十七条第一項後段の規定による補償に代わる工事の施行の決定

8 第十八条第一項の規定による地すべり防止区域内における行為の許可

9 第二十一条第一項及び第二項の規定による監督処分並びに同条第五項の規定による補償金額を負担させることの決定

10 第二十二条第一項の規定による地すべり防止施設の管理者に対する報告若しくは資料の提出の要求又は当該職員による立入検査

11 第二十三条第一項及び第二項の規定による地すべり防止施設の管理に關する措置命令

12 第二十四条第一項の規定による関連事業計画の概要の作成並びに市町村長への提示及び事業計画を作成すべき旨の勧告

13 第二十五条の規定による避難のための立退きの指示及び管轄する警察署長への通知

14 第三十三条の規定による兼用工作物の費用負担区分の協議決定

八 地すべり等防止法施行条例（平成十二年徳島県条例第四十九号）に關する次のこと。

1 第二条の規定による地すべり防止工事に關する設計又は実施計画の変更の承認

2 第三条の規定による許可事項の変更の許可

- 3 第五条の規定による着手等の届出の受理
- 4 第六条の規定による住所等の変更の届出の受理
- 5 第七条第二項の規定による地位承継の届出の受理
- 九 宅地造成及び特定盛土等規制法に関する次のこと（耕地及び林野に係るものに限る。）。
  - 1 第五条第一項の規定による測量又は調査のための他人の占有する土地への立入りの決定及び同条第二項の規定による土地の占有者への通知
  - 2 第六条第一項の規定による障害物の伐除又は土地の試掘等の許可申請及び土地の試掘等の許可、同条第二項の規定による障害物の伐除又は土地の試掘等の通知並びに同条第三項の規定による障害物の伐除の許可申請及びその伐除した旨の通知
  - 3 第八条第二項の規定による土地の立入り等に伴う損失補償についての協議
  - 4 第十二条第一項の規定による宅地造成等に関する工事の許可及び同条第四項（第十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定による関係市町村長への通知
  - 5 第十四条第二項（第十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定による許可証の交付及び不許可の通知
  - 6 第十五条第一項（第十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定による協議
  - 7 第十六条第一項の規定による変更の許可及び同条第二項の規定による届出の受理
  - 8 第十七条第一項の規定による工事完了の検査、同条第二項の規定による工事完了の検査済証の交付、同条第四項の規定による確認及び同条第五項の規定による確認済証の交付
  - 9 第十八条第一項の規定による中間検査及び同条第二項の規定による中間検査合格証の交付
  - 10 第二十条第一項の規定による許可の取消し、同条第二項の規定による工事の施行の停止命令又は災害防止措置の実施命令、同条第三項の規定による土地の使用の禁止若しくは制限又は災害防止措置の実施命令並びに同条第四項の規定による緊急時における工事の施行及び当該工事に係る作業の停止命令
  - 11 第二十一条第一項の規定による届出の受理、同条第二項の規定による関係市町村長への通知並びに同条第三項及び第四項の規定による届出の受理
  - 12 第二十二条第二項の規定による擁壁等の設置又は改造その他宅地造成等に伴う災害の防止に必要な措置の勧告
  - 13 第二十三条第一項及び第二項の規定による擁壁等の設置若しくは改造、地形若しくは盛土の改良又は土石の除却のための工事の命令
  - 14 第二十四条第一項（第四十八条において準用する場合を含む。）の規定による職員による立入検査
  - 15 第二十五条（第四十八条において準用する場合を含む。）の規定による工事の状況についての報告の徴収

- 16 第二十七条第一項の規定による届出の受理、同条第二項（第二十八条第三項において準用する場合を含む。）の規定による関係市町村長への通知、第二十七条第三項（第二十八条第三項において準用する場合を含む。）の規定による勧告及び第二十七条第四項（第二十八条第三項において準用する場合を含む。）の規定による措置命令
- 17 第二十八条第一項の規定による届出の受理
- 18 第三十条第一項の規定による特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可及び同条第四項（第三十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による関係市町村長への通知
- 19 第三十三条第二項（第三十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による許可証の交付及び不許可の通知
- 20 第三十四条第一項（第三十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による協議
- 21 第三十五条第一項の規定による変更の許可及び同条第二項の規定による届出の受理
- 22 第三十六条第一項の規定による工事完了の検査、同条第二項の規定による工事完了の検査済証の交付、同条第四項の規定による確認及び同条第五項の規定による確認済証の交付
- 23 第三十七条第一項の規定による中間検査及び同条第二項の規定による中間検査合格証の交付
- 24 第三十九条第一項の規定による許可の取消し、同条第二項の規定による工事の施行の停止命令又は災害防止措置の実施命令、同条第三項の規定による土地の使用の禁止若しくは制限又は災害防止措置の実施命令並びに同条第四項の規定による緊急時における工事の施行及び当該工事に係る作業の停止命令
- 25 第四十条第一項の規定による届出の受理、同条第二項の規定による関係市町村長への通知並びに同条第三項及び第四項の規定による届出の受理
- 26 第四十一条第二項の規定による擁壁等の設置又は改造その他宅地造成等に伴う災害の防止に必要な措置の勧告
- 27 第四十二条第一項及び第二項の規定による擁壁等の設置若しくは改造、地形若しくは盛土の改良又は土石の除却のための工事の命令
- 28 第四十三条第一項の規定による職員による立入検査
- 29 第四十四条の規定による工事等の状況についての報告の徴収
- 十 林業種苗法に関する次のこと。
  - 1 第六条第二項の規定による指定採取源の保護又は管理のための指示
  - 2 第十九条第一項の規定による表示業務等の違反に対する是正命令
  - 3 第二十条第二項の規定による指定採取源からの採取に係る種苗の証明
  - 4 第二十七条の規定による報告の徴収
  - 5 第二十八条第一項の規定による職員による立入検査等
- 十一 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法第三条第一項の規定による林業経営改善計画の認定（農林水産部林業振興課長の専決に係

るものを除く。)

十二 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令第一条第一項の規定による林業経営改善計画の変更の認定及び同条第三項の規定による林業経営改善計画の認定の取消し（農林水産部林業振興課長の専決に係るものを除く。）

十三 農業経営基盤強化促進法に関する次のこと。

1 第十二条第一項の規定による農業経営改善計画の認定

2 第十三条第一項の規定による農業経営改善計画の変更の認定及び同条第二項の規定による認定の取消し

十四 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に関する次のこと（1から4まで、6、7、10、20から25まで及び27にあつては、農林水産部鳥獣対策課長の専決に係るものを除く。）（徳島県徳島農林事務所長、徳島県阿南農林事務所長及び徳島県美馬農林事務所長に限る。）。

1 第七条第五項（第七条の二第三項、第十二条第六項、第十四条第四項及び第十四条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取

2 第九条第一項の規定による許可、同条第八項の規定による従事者証の交付、同条第九項の規定による許可証又は従事者証の再交付、同条第十一項の規定による許可証又は従事者証の返納の受理及び同条第十三項の規定による報告の受理

3 第十条第一項の規定による措置命令及び同条第二項（第十五条第十一項において準用する場合を含む。）の規定による許可の取消し

4 第十五条第四項ただし書の規定による許可、同条第七項の規定による指定猟法許可証の再交付、同条第九項の規定による指定猟法許可証の返納の受理及び同条第十項の規定による措置命令

5 第二十四条第一項の規定による販売禁止鳥獣等の販売の許可、同条第六項の規定による販売許可証の再交付、同条第九項の規定による措置命令及び同条第十項の規定による販売の許可の取消し

6 第二十八条第二項（同条第九項及び第二十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定による指針の策定、第二十八条第三項（第二十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取及び第二十八条第六項（第二十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定による措置の実施

7 第二十八条の二第四項の規定による同意又は協議

8 第二十九条第七項の規定による特別保護地区内における行為の許可

9 第三十条第一項の規定による行為の実施方法についての指示、同条第二項の規定による行為の中止等の命令並びに同条第三項の規定による原状回復等の実施及び公告

10 第三十一条第一項の規定による職員による土地への立入り並びに同条第二項の規定による通知及び意見を述べる機会の付与

11 第三十二条第一項の規定による損失の補償

12 第三十五条第三項の規定による承認、同条第六項の規定による承認対象捕獲等をしようとする者の数の決定、同条第八項の規定による承認証の再交付、同条第

- 十一項の規定による措置命令及び同条第十二項において準用する第二十四条第十項の規定による承認の取消し
- 13 第三十九条第一項の規定による免許
- 14 第四十一条の規定による狩猟免許試験の実施（試験内容及び日時の決定を除く。）
- 15 第四十六条第一項の規定による届出の受理及び変更事項の記載並びに同条第二項の規定による狩猟免状の再交付
- 16 第四十九条の規定による狩猟免許試験の免除
- 17 第五十条第一項の規定による狩猟免許試験の停止又は合格の決定の取消し、同条第二項の規定による通知及び同条第三項の規定による受験禁止期間の決定
- 18 第五十一条第二項の規定による適性試験の実施、同条第三項の規定による狩猟免許の更新及び同条第四項の規定による講習の実施
- 19 第五十二条第一項の規定による狩猟免許の取消し及び同条第二項の規定による狩猟免許の取消し又は効力の停止
- 20 第五十五条第一項の規定による狩猟者登録
- 21 第五十八条（第六十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定による狩猟者登録の拒否
- 22 第六十条の規定による狩猟者登録証及び狩猟者記章の交付
- 23 第六十一条第一項の規定による変更登録、同条第四項の規定による届出の受理及び狩猟者登録の変更並びに同条第五項の規定による狩猟者登録証又は狩猟者記章の再交付
- 24 第六十三条の規定による狩猟者登録の抹消
- 25 第六十四条の規定による狩猟者登録の取消し又は効力の停止
- 26 第七十四条第一項の規定による猟区内における狩猟等の承認
- 27 第七十五条第一項の規定による報告の徴収、同条第二項の規定による職員による立入検査若しくは質問又は調査及び同条第三項の規定による職員による立入検査
- 28 第七十九条第二項の規定による市町村への指示
- 十五 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則に関する次のこと（1、2及び7にあつては、農林水産部鳥獣対策課長の専決に係るものを除く。）（徳島県徳島農林事務所長、徳島県阿南農林事務所長及び徳島県美馬農林事務所長に限る。）
  - 1 第七条第十一項から第十四項までの規定による届出の受理
  - 2 第十五条第六項及び第七項の規定による届出の受理
  - 3 第四十九条の規定による旧住所地の都道府県知事への通知
  - 4 第五十一条第三項の規定による未更新者に対する通知
  - 5 第六十三条の規定による効力を停止した旨の狩猟免状への記載
  - 6 第六十五条第四項の規定による登録に必要な狩猟免状の再交付
  - 7 第六十八条の規定による鳥獣保護区等の区域等の図面の交付
  - 8 第七十六条第二項の規定による報告の受理

十六 農業用ため池の管理及び保全に関する法律に関する次のこと。

1 第十四条第一項の規定による通知

2 第十五条第一項及び第十七条第三項の規定による裁定

3 第十六条第一項の規定による通知

十七 徳島県営林規則第十三条の規定による県営林（和食県営林を除く。）に係る樹木の処分（支障木に限り、かつ、予定価格（予定価格を設定しない場合にあつては、評価額）が一件百万円未満のものに限る。）

十八 伐採調整林分の評価

十九 県営事業に係る工事の監督及び補助事業の指導

二十 工事着手届及びしゅん工届の処理

別表第六の三徳島県阿南安芸自動車道用地推進センター所長の項第一号中「一般国道五十五号牟岐バイパス並びに阿南安芸自動車道に連結する一般国道百九十五号及び」を「これに連結する」に改め、同号の1中「及び一般国道五十五号牟岐バイパス」を削り、同号の2及び3中「並びに」を「及び」に改め、「一般国道百九十五号及び」を削り、同表に次のように加える。

徳島県土整備事務所の長

一 砂防法に関する次のこと。

1 第八条の規定による工事原因者に対する砂防工事の施行又は砂防設備の維持の命令

2 第十五条の規定による砂防に関する費用の一部負担の決定

3 第十六条の規定による原因行為者に対する費用の負担の決定

4 第二十三条の規定による砂防指定地若しくはその隣接地への立入り又はその土地の使用若しくは地上障害物の除却命令

5 第三十条の規定による法令等の違背によつて生ずる事実の更正命令及び損害の予防に必要な設備命令

二 砂防法施行条例（平成十五年徳島県条例第二十四号）に関する次のこと。

1 第四条第一項の規定による行為の許可及び同条第二項の規定による許可に係る事項の変更の許可

2 第五条第一項の規定による砂防設備の占用の許可及び同条第二項の規定による許可に係る事項の変更の許可

3 第八条の規定による国等との協議

4 第十条の規定による着手等の届出の受理

5 第十一条の規定による住所等の変更の届出の受理

6 第十二条第三項の規定による地位を承継した者の届出の受理

7 第十三条第一項ただし書の規定による認定及び同条第二項の規定による原状回復等の指示

8 第十四条の規定による監督処分

9 第十五条の規定による報告の徴収等

三 国有財産法に関する次のこと。

1 第八条第一項の規定による国有財産の引継ぎ

2 第三十一条の三の規定による境界確定の協議に関すること（国土交通省所管国有財産に限る。）。

四 建設業法に関する次のこと。

1 第三条第一項本文の規定による建設業の許可及び同条第三項の規定による許可の更新

2 第十七条の二第一項から第三項までの規定による認可

3 第十七条の三第一項の規定による認可

4 第二十九条第一項の規定による許可の取消し（同項第五号及び第六号に係るものに限る。）

5 第三十一条第一項の規定による報告の徴収及び職員による立入検査

五 水防法第二十七条第二項の規定による電気通信設備の優先的利用又は警察通信施設等の使用

六 電波法に関する次のこと。

1 第七条第六項の規定による資料の提出

2 第十条第一項の規定による工事の落成の届出

3 第十四条の二の規定による免許事項証明書の交付の請求

4 第十六条第一項の規定による無線局の運用開始の期日の届出及び同条第二項の規定による無線局の休止期間等の届出

5 第二十一条第二項の規定による免許記録の変更の届出

6 第五十一条において準用する第三十九条第四項の規定による無線従事者の選任等の届出

7 第八十条の規定による非常通信を行ったとき等の報告

七 電波法施行規則に関する次のこと。

1 第三十九条第三項の規定による検査結果についての措置内容の報告

2 第四十三条第三項の規定による無線設備の常置場所の変更の届出

八 建築基準法第七十七条の三十一第一項の規定による指定確認検査機関に対する報告の徴収又は立入検査

九 建築士法第二十六条の二第一項の規定による建築士事務所の開設者等からの報告の徴収

十 港湾法に関する次のこと。

1 第三十七条第一項本文の規定による港湾区域又は港湾隣接地域における行為の許可

2 第四十一条の二第一項の規定による指定並びに同条第二項及び第四項の規定による公示

3 第四十一条の四第一項の規定による報告の徴収、同条第二項の規定による措置命令、同条第三項の規定による指定の取消し及び同条第四項の規定による公示

4 第四十一条の六の規定による協議

5 第四十三条の三第一項の規定による原因者負担金の決定

6 第五十五条の二の三第一項の規定による他人の土地への立入りの決定

7 第五十五条の三第一項の規定による危険の防御のための従事命令又は土地の一

- 時使用若しくは土石、竹木その他の物件の使用、収用若しくは処分
- 8 第五十六条の四第一項の規定による工事の中止等の命令及び許可の取消し等、同条第二項の規定による必要な措置の執行、同条第三項の規定による工作物等の保管、同条第四項の規定による公示（港湾法施行規則第三十三条第一項第一号に規定する掲示に係るものに限る。）、第五十六条の四第五項の規定による工作物等の売却及び売却代金の保管並びに同条第六項の規定による工作物等の廃棄
- 9 第五十六条の五第一項の規定による報告の徴収等
- 11 港湾法施行条例（平成十二年徳島県条例第五十八号）第二条の規定による許可事項の変更の許可
- 12 採石法に関する次のこと。
  - 1 第三十四条の六の規定による採石業者に対する指導及び助言
  - 2 第四十二条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査
  - 13 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に関する次のこと。
    - 1 第九条第二項の規定による市町村が行う工事の検査、報告の徴収又は指示
    - 2 第十二条第二項の規定による剰余金の使用の決定（市町村が行う災害復旧事業に係るものに限る。）
    - 3 第十三条第一項の規定による市町村が行う災害復旧事業の事業費の負担金の交付及び成功認定に関する事務の処理
  - 14 土地収用法第四十五条の二の規定に基づく裁決手続の開始の決定に係る土地の表示が一筆の土地の一部であるとき、土地所有者若しくは関係人（差押債権者及び仮差押債権者を除く。）の表示が登記名義人の表示と符合しないとき、又はこれらの権利者が登記名義人から権利を承継したものであるとき等の場合における代位登記
  - 15 道路法に関する次のこと。
    - 1 第十七条第四項の規定による管理の特例に係る協議及び同意
    - 2 第十八条第一項の規定による道路の区域の決定又は変更及びこれを表示した図面の一般への縦覧並びに同条第二項の規定による道路の供用の開始又は廃止及びこれを表示した図面の一般への縦覧
    - 3 第二十条第一項の規定による兼用工作物の管理に係る協議
    - 4 第三十七条第一項（第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による道路占用の禁止又は制限
    - 5 第四十四条第一項（第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による沿道区域等の指定
    - 6 第四十七条の二第一項の規定による車両の通行の許可、同条第二項後段の規定による他の道路管理者との協議及び同条第五項の規定による許可証の交付
    - 7 第四十七条の十四第一項及び第二項の規定による車両の通行に関する措置命令
    - 8 第四十八条の六十二第一項の規定による報告の徴収及び同条第二項の規定による措置命令
    - 9 第四十八条の六十四の規定による協議
    - 10 第五十八条第一項の規定による原因者負担金の決定

- 11 第七十二条の二第二項の規定による報告の徴収又は職員による立入検査
- 12 第七十一条第一項（第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による監督処分（第二十四条の工事及び第三十二条の許可に係るものを除く。）
- 13 第七十三条第一項の規定による負担金等の督促並びに同条第三項前段の規定による負担金等並びに手数料及び延滞金の強制徴収
- 14 第七十八条の規定による道路の行政又は技術に関する必要な勧告、助言又は援助
- 15 第九十条第二項の規定による国有財産の無償貸付又は譲与
- 16 第九十二条第四項（第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による不用物件の交換
- 17 第九十三条（第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による不用物件の使用
- 18 第九十四条第一項（第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による不用物件の返還、第九十四条第二項（第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による国有財産の譲与、第九十四条第三項（第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による不用物件の供託及び第九十四条第五項（第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による不用物件の譲与の割合の決定
- 16 道路法施行令第四条の二第一項の規定による市町村が道路管理者に代わって行う権限の協議
- 17 車両制限令に関する次のこと。
  - 1 第五条第一項の規定による市街地区域内の道路で自動車の交通量が極めて少ないものの指定並びに同条第三項の規定による市街地区域内の駅前、繁華街等にある歩行者の多い道路及び時間の指定
  - 2 第六条第一項の規定による市街地区域外の道路で自動車の交通量が極めて少ないものの指定及びおおむね三百メートル以内の区間ごとに待避所がある道路で自動車の交通量が多いため当該待避所のみでは車両のすれ違いに支障があるものの指定
  - 3 第十一条第一項の規定による他の道路の指定
  - 4 第十二条の規定による特殊な車両の認定
- 18 土地区画整理法第七条の規定による地方公共団体が公用又は公共の用に供している土地（国土交通省所管に係る国有財産（国有財産法施行令第六条第二項第一号カに掲げる国有財産を除く。）及び県有財産に係るものに限る。）の土地区画整理事業の施行に係る地域への編入の承認
- 19 海岸法に関する次のこと（漁港海岸又は農地海岸に係るものを除く。）。
  - 1 第七条第一項の規定による海岸保全区域の占用の許可
  - 2 第八条第一項の規定による海岸保全区域内における行為の許可
  - 3 第十二条第一項から第三項までの規定による監督処分、同条第四項の規定による必要な措置の執行、同条第五項の規定による他の施設等の保管、同条第六項の規定による公示（海岸法施行令第三条の四第一項第一号に規定する掲示に係るも

- のに限る。)、第十二条第七項の規定による他の施設等の売却及び売却代金の保管並びに同条第八項の規定による施設等の廃棄の決定
- 4 第十三条第一項の規定による海岸管理者以外の者が施行する工事の設計等の承認
- 5 第十四条の三第一項の規定による海岸管理者以外の海岸保全施設の管理者が定める操作規程の承認
- 6 第十六条第一項の規定による工事原因者に対する工事の施行命令
- 7 第十七条第一項の規定による附帯工事の施行の決定
- 8 第十八条第一項の規定による土地等への立入り又は土地の一時使用
- 9 第二十条第一項の規定による職務の執行に關して必要な報告若しくは資料の提出の要求又は当該命じた者による立入検査
- 10 第二十一条第一項及び第二項の規定による海岸保全施設の改良等の命令
- 11 第二十一条の二第一項から第三項までの規定による操作規程の策定等の勧告及び同条第四項の規定による当該勧告に従わなかつた旨の公表
- 12 第二十一条の三第一項及び第二項の規定による海岸保全施設の管理につき必要な措置命令
- 13 第二十三条第一項及び第二項の規定による災害時における緊急措置
- 14 第三十一条第一項の規定による原因者負担金の決定
- 15 第三十五条第一項の規定による負担金等の督促
- 16 第三十七条の四の規定による一般公共海岸区域の占用の許可
- 17 第三十七条の五の規定による行為の許可
- 二十 地すべり等防止法に關する次のこと。
- 1 第八条の規定による標識の設置
- 2 第十一条第一項の規定による地すべり防止工事に關する設計及び実施計画の承認
- 3 第十三条の規定による兼用工作物の工事の施行又は地すべり防止施設の維持及びこれらの命令
- 4 第十四条第一項の規定による工事原因者に対する工事の施行命令
- 5 第十五条第一項の規定による附帯工事の施行の決定
- 6 第十六条第一項の規定による土地への立入り又は土地の一時使用
- 7 第十七条第一項後段の規定による補償に代わる工事の施行の決定
- 8 第十八条第一項の規定による地すべり防止区域内における行為の許可
- 9 第二十一条第一項及び第二項の規定による監督処分並びに同条第五項の規定による補償金額を負担させることの決定
- 10 第二十二条第一項の規定による地すべり防止施設の管理者に対する報告若しくは資料の提出の要求又は当該職員による立入検査
- 11 第二十三条第一項及び第二項の規定による地すべり防止施設の管理に關する措置命令
- 12 第二十四条第一項の規定による関連事業計画の概要の作成並びに市町村長への提示及び事業計画を作成すべき旨の勧告

- 13 第二十五条の規定による立退きの指示及び通知
- 14 第三十三条の規定による兼用工作物の費用負担区分の協議決定
- 二十一 地すべり等防止法施行条例に関する次のこと。
  - 1 第二条の規定による地すべり防止工事に関する設計又は実施計画の変更の承認
  - 2 第三条の規定による許可事項の変更の許可
  - 3 第五条の規定による着手等の届出の受理
  - 4 第六条の規定による住所等の変更の届出の受理
  - 5 第七条第二項の規定による地位承継の届出の受理
- 二十二 宅地造成及び特定盛土等規制法に関する次のこと（耕地及び林野に係るものを除く。）。
  - 1 第五条第一項の規定による測量又は調査のための他人の占有する土地への立入りの決定及び同条第二項の規定による土地の占有者への通知
  - 2 第六条第一項の規定による障害物の伐除又は土地の試掘等の許可申請及び土地の試掘等の許可、同条第二項の規定による障害物の伐除又は土地の試掘等の通知並びに同条第三項の規定による障害物の伐除の許可申請及びその伐除した旨の通知
  - 3 第八条第二項の規定による土地の立入り等に伴う損失補償についての協議
  - 4 第十二条第一項の規定による宅地造成等に関する工事の許可及び同条第四項（第十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定による関係市町村長への通知
  - 5 第十四条第二項（第十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定による許可証の交付及び不許可の通知
  - 6 第十五条第一項（第十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定による協議
  - 7 第十六条第一項の規定による変更の許可及び同条第二項の規定による届出の受理
  - 8 第十七条第一項の規定による工事完了の検査、同条第二項の規定による工事完了の検査済証の交付、同条第四項の規定による確認及び同条第五項の規定による確認済証の交付
  - 9 第十八条第一項の規定による中間検査及び同条第二項の規定による中間検査合格証の交付
  - 10 第二十条第一項の規定による許可の取消し、同条第二項の規定による工事の施行の停止命令又は災害防止措置の実施命令、同条第三項の規定による土地の使用の禁止若しくは制限又は災害防止措置の実施命令並びに同条第四項の規定による緊急時における工事の施行及び当該工事に係る作業の停止命令
  - 11 第二十一条第一項の規定による届出の受理、同条第二項の規定による関係市町村長への通知並びに同条第三項及び第四項の規定による届出の受理
  - 12 第二十二条第二項の規定による擁壁等の設置又は改造その他宅地造成等に伴う災害の防止に必要な措置の勧告
  - 13 第二十三条第一項及び第二項の規定による擁壁等の設置若しくは改造、地形若

- しくは盛土の改良又は土石の除却のための工事の命令
- 14 第二十四条第一項（第四十八条において準用する場合を含む。）の規定による職員による立入検査
- 15 第二十五条（第四十八条において準用する場合を含む。）の規定による工事の状況についての報告の徴収
- 16 第二十七条第一項の規定による届出の受理、同条第二項（第二十八条第三項において準用する場合を含む。）の規定による関係市町村長への通知、第二十七条第三項（第二十八条第三項において準用する場合を含む。）の規定による勧告及び第二十七条第四項（第二十八条第三項において準用する場合を含む。）の規定による措置命令
- 17 第二十八条第一項の規定による届出の受理
- 18 第三十条第一項の規定による特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可及び同条第四項（第三十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による関係市町村長への通知
- 19 第三十三条第二項（第三十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による許可証の交付及び不許可の通知
- 20 第三十四条第一項（第三十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による協議
- 21 第三十五条第一項の規定による変更の許可及び同条第二項の規定による届出の受理
- 22 第三十六条第一項の規定による工事完了の検査、同条第二項の規定による工事完了の検査済証の交付、同条第四項の規定による確認及び同条第五項の規定による確認済証の交付
- 23 第三十七条第一項の規定による中間検査及び同条第二項の規定による中間検査合格証の交付
- 24 第三十九条第一項の規定による許可の取消し、同条第二項の規定による工事の施行の停止命令又は災害防止措置の実施命令、同条第三項の規定による土地の使用の禁止若しくは制限又は災害防止措置の実施命令並びに同条第四項の規定による緊急時における工事の施行及び当該工事に係る作業の停止命令
- 25 第四十条第一項の規定による届出の受理、同条第二項の規定による関係市町村長への通知並びに同条第三項及び第四項の規定による届出の受理
- 26 第四十一条第二項の規定による擁壁等の設置又は改造その他宅地造成等に伴う災害の防止に必要な措置の勧告
- 27 第四十二条第一項及び第二項の規定による擁壁等の設置若しくは改造、地形若しくは盛土の改良又は土石の除却のための工事の命令
- 28 第四十三条第一項の規定による職員による立入検査
- 29 第四十四条の規定による工事等の状況についての報告の徴収
- 二十三 河川法に関する次のこと。
  - 1 第十七条第一項の規定による兼用工作物の工事等の協議（一級河川に係るものであつて特に重要な河川管理施設に係るものを除く。）

- 2 第十八条の規定による工事原因者に対する工事の施行等の命令
- 3 第十九条の規定による附帯工事の施行の決定
- 4 第二十条の規定による河川管理者以外の者の施行する工事等の承認
- 5 第二十二条の規定による洪水時等における緊急措置
- 6 第二十三条の規定による許可（期間更新の許可に限る。）
- 7 第二十三条の二の規定による登録（期間更新の登録に限る。）
- 8 第二十四条の規定による許可（第二十三条の規定による許可（期間更新の許可を除く。）又は第二十三条の二の規定による登録（期間更新の登録を除く。）に關連する許可を除く。）
- 9 第二十五条前段の規定による土石（砂を含む。）の採取の許可及び同条後段の規定による河川産出物の採取の許可
- 10 第二十六条第一項の規定による許可（第二十三条の規定による許可若しくは第二十三条の二の規定による登録に關連するもの、第三十条第一項の規定による完成検査を受けなければならない工作物に係るもの又は河口付近の海面において河川の流水を貯留し、若しくは停滞させるための工作物に係るものを除く。）
- 11 第二十七条第一項の規定による許可（第二十三条の規定による許可又は第二十三条の二の規定による登録に關連するものを除く。）
- 12 第三十条第一項の規定による許可工作物の完成検査及び同条第二項の規定による許可工作物の完成前における一部使用の承認
- 13 第三十一条第一項の規定による工作物の用途廃止の届出の受理及び同条第二項の規定による工作物の除却その他河川管理上必要な措置命令
- 14 第三十三条第三項（第五十五条第二項、第五十七条第三項、第五十八条の四第二項及び第五十八条の六第三項において準用する場合を含む。）の規定による許可等に基づく地位の承継の届出の受理
- 15 第三十四条第一項の規定による許可等に基づく権利の譲渡の承認
- 16 第三十七条の規定による工作物に關する工事の施行
- 17 第五十五条第一項の規定による河川保全区域における行為の許可
- 18 第五十七条第一項の規定による河川予定地における行為の許可
- 19 第五十八条の四第一項の規定による河川保全立体区域における行為の許可
- 20 第五十八条の六第一項の規定による河川予定立体区域における行為の許可
- 21 第六十七条の規定による原因者負担金の負担の決定
- 22 第七十四条第一項の規定による負担金等の納付の督促及び同条第三項の規定による滞納処分並びに同条第五項の規定による延滞金の徴収
- 23 第七十五条第一項及び第二項の規定による許可、登録若しくは承認の取消し、変更、効力の停止、条件の変更若しくは条件の附加又は工事その他の行為の中止、工作物の改築若しくは除却、損害の除去若しくは予防のために必要な施設の設置その他の措置をとること若しくは河川を原状に回復することの命令、同条第三項の規定による工作物の除去並びに同条第四項の規定による工作物の保管の決定
- 24 第七十八条第一項の規定による河川管理上必要な報告の徴収又は当該職員による立入検査

- 25 第八十九条第一項の規定による土地への立入り又は土地の一時使用
- 26 第九十一条第一項の規定による廃川敷地等の管理
- 27 第九十二条の規定による廃川敷地等の交換
- 28 第九十三条第一項の規定による二級河川に係る廃川敷地等の譲与に関する事務の処理（十平方メートル以下のものに限る。）
- 29 第九十五条の規定による国からの協議に対する回答
- 30 第九十九条第一項の規定による河川管理施設の維持又は操作等の委託及び同条第二項の規定による地方公共団体等からの協議に対する回答
- 二十四 河川法施行令に関する次のこと。
  - 1 第十六条の三第一項本文の規定による竹木の流送の許可
  - 2 第十六条の五第一項及び第二項の規定による汚水の排水の届出の受理
  - 3 第十六条の六の規定による緊急時の措置
  - 4 第十六条の八第一項の規定による河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の許可
  - 5 第十六条の十一の規定による国からの協議に対する回答
- 二十五 河川法施行条例第三条第一項本文の規定による竹木の流送の許可
- 二十六 砂利採取法に関する次のこと。
  - 1 第三十四条第二項及び第四項の規定による職員による立入検査又は質問
  - 2 第四十一条第一項の規定による砂利採取業者に対する指導等
- 二十七 都市計画法に関する次のこと。
  - 1 第六十六条の規定による関係権利者に周知させるための必要な措置
  - 2 第八十条第一項の規定による報告の徴収等
- 二十八 都市再開発法第六十六条第一項の規定による土地の形質の変更等の許可（個人又は地方公共団体が施行する市街地再開発事業の施行地区内におけるものに限る。）及び許可申請
- 二十九 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に関する次のこと。
  - 1 第五条第一項の規定による土地の立入り又は一時使用、同条第二項本文（第十条第七項第二項において準用する場合を含む。）の規定による土地の占有者への通知並びに第五条第六項（第十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定による土地の占有者及び所有者への通知等
  - 2 第六条の規定による標識の設置
  - 3 第七条第一項本文の規定による制限行為の許可
  - 4 第八条第一項の規定による監督処分
  - 5 第九条第三項の規定による措置の勧告
  - 6 第十条第一項及び第二項の規定による改善命令
  - 7 第十一条第一項の規定による立入検査
  - 8 第十七条第一項の規定による土地の立入り等
  - 9 第二十六条の規定による報告の徴収
- 三十 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行条例（平成十二年徳島県条例第五十号）第二条の規定による許可事項の変更の許可

三十一 徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例第三十二条第一項の規定による建築物環境配慮計画書の受理（徳島市の区域内に係るものを除く。）、「同条第二項及び第三項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理（徳島市の区域内に係るものを除く。）並びに同条第四項の規定による建築物環境配慮計画書の受理（徳島市の区域内に係るものを除く。）」

三十二 浄化槽法に関する次のこと。

- 1 第二十八条第二項の規定による工事の施行の差止め
- 2 第三十二条第一項の規定による指示並びに同条第二項の規定による登録の取消し及び事業の全部又は一部の停止命令
- 3 第五十三条第一項の規定による報告の徴収及び同条第二項の規定による立入検査

三十三 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に関する次のこと。

- 1 第四条第一項の規定による基礎調査の実施及び同条第二項の規定による調査結果の市町村長への通知及び公表
- 2 第五条第一項の規定による土地への立入り又は土地の一時使用、同条第二項及び第三項（これらの規定を第三十条第二項において準用する場合を含む。）の規定による土地の占有者への通知等、第五条第五項（第三十条第二項において準用する場合を含む。）の規定による身分証明書の交付、第五条第六項（第三十条第二項において準用する場合を含む。）の規定による土地の占有者及び所有者への通知等並びに第五条第八項から第十項まで（これらの規定を第三十条第二項において準用する場合を含む。）の規定による損失の補償等
- 3 第十条第一項の規定による特定開発行為の許可
- 4 第十四条第一項の規定による特定開発行為に着手している旨の届出の受理及び同条第二項の規定による届出者に対する助言又は勧告
- 5 第十五条の規定による国又は地方公共団体との協議
- 6 第十七条第一項の規定による変更の許可及び同条第三項の規定による変更の届出の受理
- 7 第十八条第一項の規定による工事完了の届出の受理並びに同条第二項の規定による検査及び検査済証の交付
- 8 第二十条の規定による廃止の届出の受理
- 9 第二十一条第一項の規定による許可の取消し若しくは許可に付した条件の変更又は工事等の停止命令若しくは措置命令及び同条第三項の規定による標識等による公示
- 10 第二十二条第一項の規定による立入検査
- 11 第二十三条の規定による報告の徴収若しくは資料の提出要求又は必要な助言若しくは勧告
- 12 第二十六条第一項の規定による建築物の移転その他必要な措置の勧告
- 13 第二十八条第一項の規定による緊急調査の実施及び同条第二項の規定による緊

急調査の終了

14 第三十条第一項の規定による土地への立入り又は土地の一時使用  
三十四 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に関する次のこと。

- 1 第十条第三項の規定による分別解体等の計画の変更等の措置命令
- 2 第十四条の規定による分別解体等の実施に関する助言又は勧告
- 3 第十五条の規定による分別解体等の方法の変更等の措置命令
- 4 第二十九条第二項の規定による工事の施工の差止め
- 5 第三十五条第一項の規定による登録の取消し及び事業の全部又は一部の停止命令

6 第三十七条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査

7 第四十二条第一項の規定による報告の徴収

8 第四十三条第一項の規定による職員による立入検査（分別解体等に係るものに限る。）

三十五 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）に関する次のこと。

1 第五条ただし書及び第十三条ただし書の規定による保証金の不足額の供託についての確認

2 第九条第二項（第十六条において準用する場合を含む。）の規定による保証金の取戻しの承認

三十六 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第四十二条第一項の規定による家庭裁判所に対する請求並びに同条第二項及び第五項の規定による地方裁判所に対する請求

三十七 無線局免許手続規則第十六条第一項の規定による再免許の申請

三十八 徳島県港湾施設管理条例に関する次のこと（1から5までにあつては、県土整備部港湾政策課長の専決に係るものを除く。）。

- 1 第四条第一項ただし書の規定による港湾施設における行為の許可
- 2 第五条第一項の規定による港湾施設の利用の禁止若しくは制限又は障害物の撤去命令、同条第二項の規定による船舶の係留場所の指定又は変更命令及び同条第三項の規定による港湾区域内の漂流物等の撤去命令
- 3 第六条の規定による港湾施設の占用等の許可
- 4 第十三条の規定による許可の取消し等又は既設工作物の改築等その他必要な措置命令
- 5 第十四条第一項ただし書の規定による原形回復義務の免除の承認及び同条第三項の規定による原形回復に係る検査

6 第十六条の二の規定による原因者負担金の決定

三十九 徳島県治水及び利水等流域における水管理条例第三十九条の規定による指導

四十 徳島県公有財産取扱規則第十八条第一項の規定による境界の確定及び同条第二項の規定による境界標の埋設等（県土整備部河川政策課長及び港湾政策課長が分掌する公有財産に係るものに限る。）

別表第六の三を別表第七とする。

別表第八中「(第十一条の三関係)」を「(第十一条関係)」に改める。

別表第九中「企画総務部広域行政担当部長」を「企画総務部長」に改める。

別表第十教育委員会事務局の各課の項副教育長の欄第一号中「第十九号及び」を「第十九号、」に、「まで」を「まで及び第二十一号」に改め、同欄第二号中「いう。」又は「を(いう。)、」に、「の規定」を「又は公益信託に関する法律(以下この項において「公益信託法」という。)」の規定」に、「第十九号及び」を「第十九号、」に、「まで」を「まで及び第二十一号」に改め、同項課長の欄第二号中「又は整備法」を「整備法又は公益信託法」に改め、同表教育創生課の項副教育長の欄を次のように改める。

一 徳島県立学校使用料、手数料徴収条例(昭和二十三年徳島県条例第十三号)に関する次のこと。

1 第一条の規定による入学査料の徴収

2 第五条の規定による入学査料の減免

3 第八条ただし書の規定による入学査料の還付

別表第十人権教育課の項副教育長の欄第一号中「旧徳島県地域改善対策奨学金等貸与条例」を「徳島県奨学金貸与条例(平成十四年徳島県条例第三十五号)附則第六項の規定によりなおその効力を有するものとされる同条例による廃止前の徳島県地域改善対策奨学金等貸与条例」に、「」に関する「を」。以下この項において「旧徳島県地域改善対策奨学金等貸与条例」という。)に改め、同欄第二号中「旧徳島県地域改善対策奨学金等貸与条例施行規則」を「徳島県奨学金貸与条例施行規則(平成十四年徳島県規則第二十六号)附則第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる同規則による廃止前の徳島県地域改善対策奨学金等貸与条例施行規則」という。)に関する「を」。以下この項において「旧徳島県地域改善対策奨学金等貸与条例施行規則」という。)に改め、同表生涯学習課の項副教育長の欄第三号中「(平成十四年徳島県条例第三十五号)」を削り、同欄第四号中「(平成十四年徳島県規則第二十六号)」を削る。

別表第十二警察本部の各課の項警察本部長の欄第一号中「及び第二十号」を「から第二十一号まで」に改め、同欄第二号中「いう。」又は「を(いう。)、」に、「の規定」を「又は公益信託に関する法律(以下この項において「公益信託法」という。)」の規定」に、「同法」を「整備法」に、「及び第二十号」を「から第二十一号まで」に改め、同項課長の欄第二号中「又は整備法」を「整備法又は公益信託法」に改める。

## 附 則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。ただし、別表第四薬務課の項課長の欄第一号の8の改正規定(「同条第十五項」を「同条第十三項」に改める部分に限る。)、同欄中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第八号までを一号ずつ繰り上げる改正規定及び同欄中第九号を第八号とし、第十号から第十四号までを一号ずつ繰り上げる改正規定は、同年五月一日から施行する。